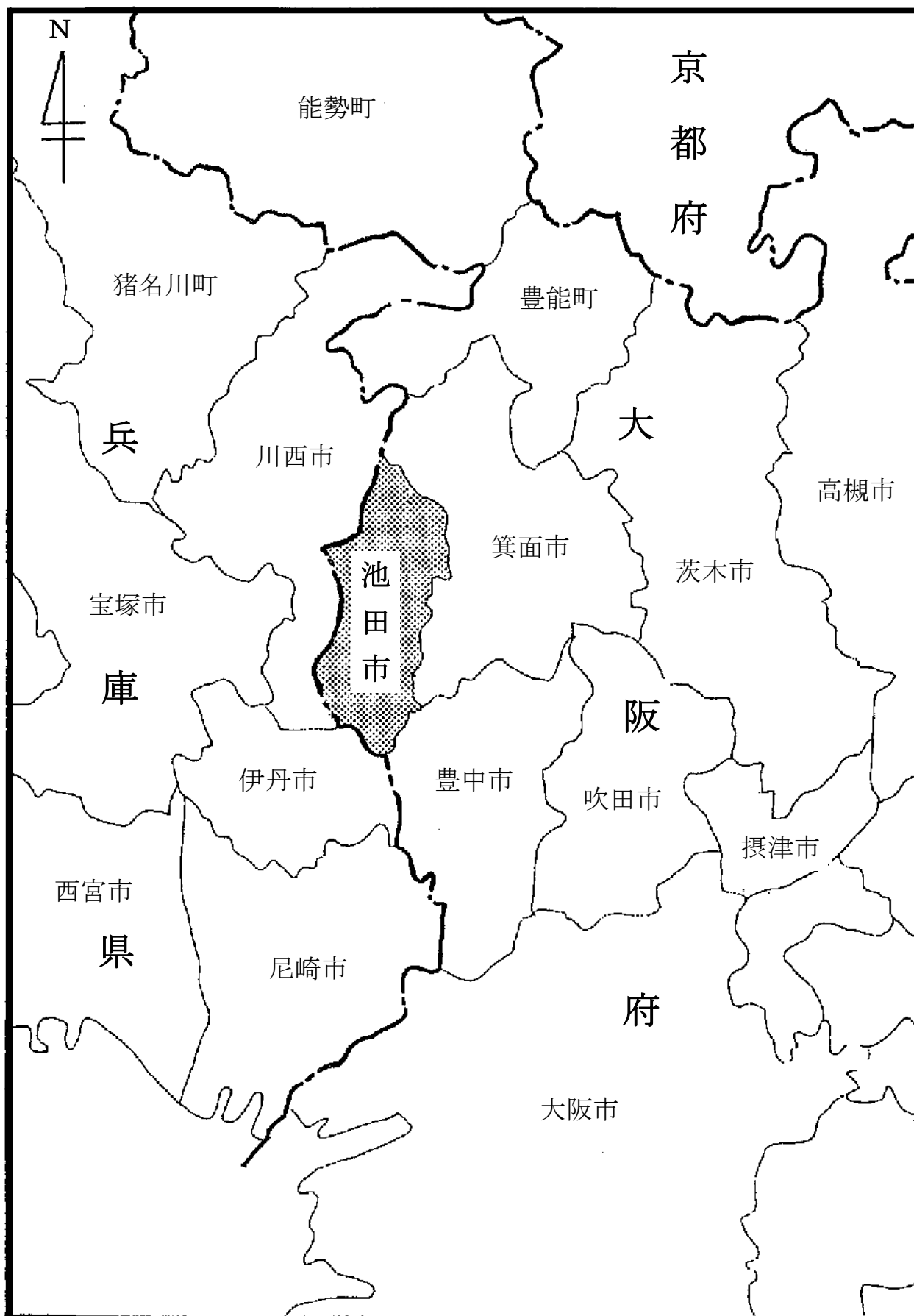


令和 8 年度

都市計画概要

池 田 市

池田市の位置



目 次

I 池田市の沿革と現況

1 沿革	1
2 位置・地勢	2
3 人口	3

II 都市計画の内容（都市計画法適用）

1 都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域	7
2 地域地区	9
（1）用途地域	9
（2）高度地区	14
（3）高度利用地区	15
（4）防火地域及び準防火地域	16
（5）風致地区	17
（6）生産緑地地区	18
3 都市施設	23
（1）道路	23
（2）都市高速鉄道	38
（3）公園・緑地・墓園	42
（4）下水道	53
（5）ごみ焼却場	56
4 市街地開発事業	57
（1）市街地再開発事業	57
（2）土地区画整理事業	61
5 地区計画等	62
（1）北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画	63
（2）北部大阪都市計画池田市大阪国際空港北地区地区計画	67

III その他

1 近郊緑地保全地区	69
2 耕地整理事業等	70
3 立地適正化計画	71

I 池田市の沿革と現況

1 沿 革

池田市は、古い歴史を有し、江戸時代には京都と西国各地とを結ぶ西国街道や大阪と能勢を結ぶ能勢街道などにより交通の要衝として発展し、江戸時代前期には酒造業が盛んになり、物資の集散地として商業が栄え、多彩な文化が開花した。また、細河郷は植木の産地として発展し、牡丹などの庭園用苗木の生産を中心に高い需要を生み、江戸時代後期には全国へ大量に出荷されるなど、地域の振興に大きな役割を果たしてきた。

明治時代以降、国や大阪府の出先機関、大阪府池田師範学校（現大阪教育大学。現在は柏原市に移転）などが設置され、地域における政治、経済、文化の中心地として発展した。

明治43年には、箕面有馬電気軌道（現阪急電鉄）の開通と同時に、わが国で初めての電鉄会社による本格的な郊外型分譲住宅として、池田新市街地（現在の室町住宅）の分譲が開始し、沿線での住宅地開発が進み、昭和14年4月には大阪府下で6番目の市として市制を施行し現在に至っている。

2 位置・地勢

本市は、大阪府の北西部（大阪都心から北へ約16km）に位置し、面積22.14km²（国土地理院）、人口104,148人（令和7年国勢調査）である。

市域の北部および東部は箕面市に接し千里丘陵へと続き、東南部および南部は豊中市、兵庫県伊丹市に、西部は猪名川を隔てて兵庫県川西市に接している。

市域の北部は、一部の住宅地を除き五月山山系を中心とする山間部および農業地域であり、南部は市街地として発展している。

本市は街道沿いに位置し、古くから猪名川上流域と都心とを結ぶ中継地として発展してきたが、近代的発展の第一歩を踏み出したのは、明治43年箕面有馬電気軌道（現在の阪急宝塚線・箕面線）の開通とあわせた池田駅西側周辺の住宅地開発が大きな要因である。

幹線道路としては、昭和6年から3か年計画で府道大阪池田線として施工されたいわゆる産業道路が現在の国道176号として機能しており、昭和10年代の後半には市の南部を走っている府道高槻伊丹線（現在の国道171号）も東西に連絡された。

また、日本万国博覧会を契機にその関連事業として、阪神高速道路、大阪南池田線、中国自動車道、大阪中央環状線等の幹線道路がインターチェンジで連結し広域交通が整備され、現在も重要な役割を担っている。

さらに、市の南端には大阪国際空港が立地しており、大阪高速鉄道（大阪モノレール）が接続し、広域的な交通の結節点となっている。

五月山以南は宅地化が進行し農地が年々減少しているが、余野川を挟んだ細河地区は鑑賞樹の栽培生産が盛んで農地が多く残されている。

商業地は阪急池田駅・石橋阪大前駅周辺に集中し、工業地はダイハツ工業を中心とした自動車産業および(株)リコー池田事業所等の諸企業がほぼ南部に立地している。

住宅地は阪急宝塚線、国道１７６号および旧西国街道に沿って発展してきたが、その後五月ヶ丘土地区画整理事業等による宅地造成をきっかけに公団住宅等の建設が進み、住宅都市としての性格が一層強められた。

３ 人 口

昭和１４年の市制施行当時の人口はわずか３５，３５５人であったが大阪の都心から約１６ｋｍの位置にあること、交通の便が良いこと、生活環境が良好なことなどにより昭和３２年から始まった公団住宅等の建設により、昭和３５年には５９，６８８人、昭和４０年には８２，４７８人と急激な増加を続け、昭和５０年には人口１０万都市となったが、そのころから社会動態（転入人口―転出人口）がマイナスに転じる状態となり、人口の増加は鈍化して横ばい状態が続いている。

現在に至るまで、ほぼ１０万人を推移してきたが、今後少子高齢化により２０４０年には１０万人を割ると推計されている。（国立社会保障・人口問題研究所の令和５（２０２３）年推計より）

なお、将来人口規模について、第７次池田市総合計画（令和５年４月策定）では定住人口を維持し、令和１４（２０３２）年度における定住人口を１０万人とし、定住人口を増やすだけでなく、まちづくりに参加する人を増やし、「活動人口」「交流人口」「関係人口」をまとめて、「まちづくり人口」と定義し、まちづくり人口の拡大や相互の交流により、都市活力の向上や定住人口の増加を目標としている。

人 口 推 移

平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年
104,293 人	101,516 人	101,616 人	104,229 人	103,069 人	104,993 人	104,148 人

※ 国勢調査による

将 来 推 計 人 口

2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
102,749人	100,900人	98,794人	96,377人	94,005人

※国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推進人口』令和 5 (2023) 年推計による

【参考】過去の将来推計人口

2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年
100,018人	97,405人	94,533人	91,537人	88,593人

※国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推進人口』平成 30 (2018) 年推計による

国 勢 調 査

年 次	総 人 口	備 考
大正 9年	17, 280	池田町、細河村、秦野村、北豊島村
" 14年	20, 643	"
昭和 5年	25, 437	"
" 10年	31, 457	昭和10年8月10日 細河、秦野、北豊島を合併
" 15年	35, 494	昭和14年 市制施行時(35,355人)
" 22年	42, 733	
" 25年	45, 177	
" 30年	50, 073	
" 35年	59, 688	
" 40年	82, 478	市街化調整区域内人口
" 45年	94, 333	4, 829人
" 50年	100, 268	5, 394人
" 55年	101, 121	6, 225人
" 60年	101, 683	9, 211人(うち伏尾台4, 615人)
平成 2年	104, 218	5, 782人
" 7年	104, 293	5, 583人
" 12年	101, 516	5, 377人
" 17年	101, 616	4, 455人(1, 399世帯)
" 22年	104, 229	4, 263人(1, 450世帯)
" 27年	103, 069	3, 967人(1, 359世帯)
令和 2年	104, 993	3, 624人(1, 345世帯)
" 7年	104, 148	

国勢調査における人口集中地区人口・人口密度

年 次	市 域 (22. 14km ²)		人口集中地区 (DID)		
	総 人 口 (人)	人口密度 (人/km ²)	人 口 (人)	面 積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
昭和35年	59, 688	2, 747	42, 339	4. 1	10, 327
" 40年	82, 478	3, 796	66, 413	5. 9	11, 256
" 45年	94, 333	4, 341	87, 785	9. 1	9, 647
" 50年	100, 268	4, 614	95, 036	10. 2	9, 317
" 55年	101, 121	4, 654	95, 817	10. 4	9, 213
" 60年	101, 683	4, 679	93, 660	10. 3	9, 093
平成 2年	104, 218	4, 707	99, 312	11. 0	9, 028
" 7年	104, 293	4, 710	98, 993	10. 8	9, 166
" 12年	101, 516	4, 585	96, 049	10. 58	9, 078
" 17年	101, 616	4, 590	96, 061	10. 53	9, 123
" 22年	104, 229	4, 708	98, 927	10. 53	9, 395
" 27年	103, 069	4, 655	93, 339	9. 78	9, 544
令和 2年	104, 993	4, 742	96, 121	9. 92	9, 690
令和 7年	104, 148	4, 704	—	—	—

(注)平成元年11月10日以前の市域面積は21. 73km²

都市計画決定一覧表

(令和8. 4. 1 現在)

項 目	面 積	摘 要
都市計画区域	※2, 214 ha	
市街化区域	※1, 088 ha	
市街化調整区域	※1, 126 ha	
用途地域	1, 056 ha	10種類
高度地区	709 ha	第1種・第2種
高度利用地区	3. 1 ha	4 地 区
防火地域	28 ha	
準防火地域	253 ha	
風致地区	434. 2 ha	3 地 区
生産緑地地区	10. 36 ha	75地区
道路	42, 110 m	26路線
都市高速鉄道	2, 970 m	1路線
公園	69. 79 ha	27か所
緑地	116. 5 ha	3か所
墓園	15. 2 ha	1か所
下水道	1, 025. 0 ha	排水面積
ごみ焼却場	1. 0 ha	1か所
市街地再開発事業	2. 5 ha	2地区
土地区画整理事業	52. 7 ha	1地区
地区計画	21. 9 ha	2地区

※都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域については、平成 27 年 5 月 19 日付け都市
計画区域及び区域区分等の面積について(報告)【計推第 1304 号】による

Ⅱ 都市計画の内容（都市計画法適用）

池田市の都市計画は、都市計画法の目的及び基本理念である「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。」に基づいて策定され、その内容及び決定（変更）経過は以下のとおりである。

1 都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域

昭和 8 年 1 2 月 2 8 日	旧池田町を都市計画区域に指定。
昭和 1 0 年 8 月 1 0 日	町村合併。（大池田町）
昭和 1 4 年 4 月 2 9 日	市制施行。
昭和 4 5 年 6 月 2 0 日	新都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の決定。
昭和 5 2 年 1 2 月 2 6 日	第 1 回線引き見直しに基づく変更。 （畑 5 丁目の約 5 h a を市街化区域に編入）
昭和 6 1 年 1 月 2 4 日	第 2 回線引き見直しに基づく変更。 （伏尾台の約 72 h a を市街化区域に編入）
平成 6 年 4 月 2 7 日	第 3 回線引き見直しに基づく変更。 （境界線の明確化による変更）
平成 1 2 年 4 月 7 日	第 4 回線引き見直しに基づく変更。 （開発行為に起因した界線整理）
平成 1 6 年 4 月 1 日	区域区分の変更。 （都市計画区域の広域化に伴う変更）
平成 1 7 年 9 月 6 日	第 5 回線引き見直しに基づく変更。 （木部町等の約 9.9ha を市区に五月山の約 13.0ha を調区に編入）
平成 2 3 年 3 月 2 9 日	第 6 回線引き見直しに基づく変更。 （畑 5 丁目の約 0.17ha を市街化区域に、0.05ha を市街化調整区域に編入、木部地区で河川改修に伴う界線整理）

告 示 年 月 日 番 号	区域区分の面積（h a）		都市計画区域 面積（h a）	行政区域 面積（h a）
	市街化区域	市街化調整区域		
昭和 8 . 1 2 . 2 8 内 告 4 5 9	——	——	305	305
昭和 1 0 . 8 . 1 0 府 告 5 4 2 ~ 2	——	——	2, 199	2, 199
昭和 4 5 . 6 . 2 0 府 告 8 3 3	1, 014	1, 159	2, 173	2, 173
昭和 5 2 . 1 2 . 2 6 府 告 1 8 1 4	1, 019	1, 154	2, 173	2, 173
昭和 6 1 . 1 . 2 4 府 告 1 2 6	1, 091	1, 082	2, 173	2, 173
平成 6 . 4 . 2 7 府 告 7 9 3	1, 091	1, 120	2, 211	2, 211
平成 1 2 . 4 . 7 府 告 6 9 9	1, 091	1, 120	2, 211	2, 211
平成 1 6 . 3 . 3 0 ※ 1 府 告 6 8 5	1, 091	1, 120	2, 211	2, 211
平成 1 7 . 9 . 6 府 告 1 6 8 8	1, 088	1, 123	2, 211	2, 211
平成 2 3 . 3 . 2 9 府 告 4 2 5	1, 088	1, 121	2, 209	2, 209

※ 1 実施日は 4 月 1 日

2 地域地区

都市計画法第8条に掲げられた地域地区のうち、本市の都市計画に必要なものを以下のとおり定めた。

(1) 用途地域

池田市の用途地域は、昭和16年12月に最初の指定がなされ、その後現在までの用途地域変更の経過は、下記のとおりである。

昭和16年12月 3日	市街地建築物法第1条に基づく地域指定。
昭和26年12月27日	全般的な指定替え。 新たに準工業地域の指定と住居地域の一部に住居専用地区を指定。
昭和31年 4月 5日	土地区画整理事業の施行に伴う住居地域の追加。
昭和35年 8月 8日	住宅地の環境保全と工業適性地の活用を図るため住居専用地区、工業地域等の区域を変更。
昭和43年 6月 7日	池田山之手線、大阪南池田線及び中央環状線の線形変更に伴う住居地域、住居専用地区及び準工業地域の界線の変更等。
昭和45年 8月17日	新都市計画法に基づく区域区分の決定に伴う住居地域等の追加と伏尾台（住居専用地区）の追加。
昭和48年10月 1日	都市計画法及び建築基準法の改正に伴う全面的な指定替え。（新用途地域制度）
昭和52年12月26日	第1回線引き見直しに伴う追加指定。 （畑五月台 5.0ha）
昭和54年11月21日	池田駅前再開発事業の施行に伴う変更。
昭和61年 1月24日	第2回線引き見直しと全市的な用途地域の見直しに伴う変更。
平成 6年 4月27日	第3回線引き見直しに伴う変更。 （界線整理）
平成 7年10月16日	都市計画法及び建築基準法の改正に伴う全面的な変更。（指定替え）

平成 12 年 4 月 7 日	第 4 回線引き見直しに伴う追加と西本町地区の変更。
平成 14 年 12 月 10 日	建築基準法の改正に伴う建蔽率の指定。 (平成 15 年 1 月 1 日より適用)
平成 16 年 12 月 28 日	都市計画区域の広域化に伴う変更。
平成 17 年 9 月 6 日	第 5 回線引き見直しに伴う変更。
平成 23 年 3 月 29 日	第 6 回線引き見直しに伴う変更。
平成 24 年 4 月 2 日	みどりの風促進区域指定に伴う地区計画決定と併せて建蔽率及び容積率の変更。
平成 29 年 4 月 1 日	池田市大阪国際空港北地区地区計画決定と併せて建蔽率の変更。
令和 7 年 3 月 31 日	五月山緑地の一部土地利用の合理化に伴う用途見直し及び木部町地区(猪名川右岸)の区域界整理に伴う用途地域の変更。
令和 8 年 3 月 31 日	土地利用の合理化に伴う用途地域の変更。 新たに準住居地域を指定。

用途地域指定の変遷

告示年月日 番 号	住 居 地 域 (住居専用地区)			商業地域		準工業 地 域	工業 地域	計
昭 16. 12. 3 内告 638	ha ha 786.47 ———			ha 134.87		——	ha 42.96	ha 964.30
昭 26. 12. 27 建告 1108	658.20 (100.20)			40.70		20.60	41.96	761.46
昭 31. 4. 5 建告 570	679.20 (100.20)			40.70		20.60	41.96	782.46
昭 35. 8. 8 建告 1579	720.80 (215.60)			40.70		43.60	46.50	851.60
昭 43. 6. 7 建告 1589	720.80 (215.60)			40.70		43.60	46.50	851.60
昭 45. 8. 17 府告 1216	853.40 (235.70)			40.70		87.70	46.80	1,028.60
告示年月日 番 号	第 1 種住居 専 用 地 域 (建蔽率) 【容積率】	第2種住居 専用地域 (建蔽率) 【容積率】	住居地域 (建蔽率) 【容積率】	近隣商 業地 (建蔽率) 【容積 率】	商 業 地 域 (建蔽率) 【容積 率】	準工業 地 域 (建蔽率) 【容積 率】	工 業 地 域 (建蔽率) 【容積率】	計
昭 48. 10. 1 府告 1579	ha 159.0 (5/10) 【10/10】	ha 436.0 (6/10) 【20/10】	ha 235.0 (6/10) 【20/10】	ha 23.0 (8/10) 【30/10】	ha 27.0 (8/10) 【40/10】	ha 73.0 (6/10) 【20/10】	ha 47.0 (6/10) 【20/10】	ha 1,000.0
昭 52. 12. 26 府告 1815	159.0 (5/10) 【10/10】	441.0 (6/10) 【20/10】	235.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	23.0 (8/10) 【30/10】	27.0 (8/10) 【40/10】	73.0 (6/10) 【20/10】	47.0 (6/10) 【20/10】	1,005.0
昭 54. 11. 21 府告 1616	159.0 (5/10) 【10/10】	441.0 (6/10) 【20/10】	235.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	22.0 (8/10) 【30/10】	28.0 (8/10) 【40/10】	73.0 (6/10) 【20/10】	47.0 (6/10) 【20/10】	1,005.0
昭 61. 1. 24 府告 127	178.0 (5/10) 【10/10】	471.0 (6/10) 【20/10】	238.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	25.0 (8/10) 【30/10】	28.0 (8/10) 【40/10】	73.0 (6/10) 【20/10】	49.0 (6/10) 【20/10】	1,062.0
平 6. 4. 27 府告 794	178.0 (5/10) 【10/10】	471.0 (6/10) 【20/10】	238.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	25.0 (8/10) 【30/10】	28.0 (8/10) 【40/10】	73.0 (6/10) 【20/10】	49.0 (6/10) 【20/10】	1,062.0

※次ページに続く

※建蔽率、容積率は都市計画決定の有無に関わらず、当時の数値を表記しています

告示年月日 番 号	第1種 低層住 居専用 地 域 (建蔽率) 【容積率】	第1種中 高層住居 専用地域 (建蔽率) 【容積率】	第2種 中高層 住居専用 地域 (建蔽率) 【容積率】	第1種 住 居 地 域 (建蔽率) 【容積率】	第2種 住 居 地 域 (建蔽率) 【容積率】	準 住 居 地 域 (建蔽率) 【容積率】	近隣商 業地域 (建蔽率) 【容積率】	商 業 地 域 (建蔽率) 【容積率】	準工業 地 域 (建蔽率) 【容積率】	工 業 地 域 (建蔽率) 【容積率】	計
平 7. 10. 16 府 告 1541	ha 178.0 (5/10) 【10/10】	ha 482.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	ha 19.0 (6/10) 【20/10 】	ha 146.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	ha 64.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	——	ha 26.0 (8/10) 【30/10】	ha 28.0 (8/10) 【40/10】	ha 72.0 (6/10) 【20/10】	ha 47.0 (6/10) 【20/10】	ha 1, 062.0
平 12. 4. 7 府 告 700	178.0 (5/10) 【10/10】	482.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	19.0 (6/10) 【20/10 】	146.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	64.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	——	26.0 (8/10) 【30/10】	28.0 (8/10) 【40/10】	72.0 (6/10) 【20/10】	47.0 (6/10) 【20/10】	1, 062.0
平 14. 1. 10 府 告 2125	178.0 (5/10) 【10/10】	482.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	19.0 (6/10) 【20/10 】	146.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	64.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	——	26.0 (8/10) 【30/10】	28.0 (8/10) 【40/10】	72.0 (6/10) 【20/10】	47.0 (6/10) 【20/10】	1, 062.0
平 16. 12. 28 府 告 2402	178.0 (5/10) 【10/10】	482.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	19.0 (6/10) 【20/10 】	146.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	64.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	——	26.0 (8/10) 【30/10】	28.0 (8/10) 【40/10】	72.0 (6/10) 【20/10】	47.0 (6/10) 【20/10】	1, 062.0
平 17. 9. 6 府 告 1692	179.0 (5/10・ 6/10) 【10/10・ 15/10】	467.0 (6/10) 【20/10】	19.0 (6/10) 【20/10 】	157.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	64.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	——	26.0 (8/10) 【30/10】	28.0 (8/10) 【40/10】	69.0 (6/10) 【20/10】	47.0 (6/10) 【20/10】	1, 056.0
平 23. 3. 29 府 告 425	179.0 (5/10・ 6/10) 【10/10・ 15/10】	467.0 (6/10) 【20/10】	19.0 (6/10) 【20/10 】	157.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	64.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	——	26.0 (8/10) 【30/10】	28.0 (8/10) 【40/10】	69.0 (6/10) 【20/10】	47.0 (6/10) 【20/10】	1, 056.0
平 24. 4. 2 府 告 611	179.0 (5/10・ 6/10) 【10/10・ 15/10】	467.0 (6/10) 【20/10】	19.0 (6/10) 【20/10 】	157.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	64.0 (6/10・ 8/10) 【20/10・ 30/10】	——	26.0 (8/10) 【30/10】	28.0 (8/10) 【40/10】	69.0 (6/10) 【20/10】	47.0 (6/10) 【20/10】	1, 056.0
平 29. 4. 1 市 告 79	179.0 (5/10・ 6/10) 【10/10・ 15/10】	467.0 (6/10) 【20/10】	19.0 (6/10) 【20/10 】	157.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	64.0 (6/10・ 8/10) 【20/10・ 30/10】	——	26.0 (8/10) 【30/10】	28.0 (8/10) 【40/10】	69.0 (6/10・ 8/10) 【20/10】	47.0 (6/10) 【20/10】	1, 056.0
令和 7. 3. 31 市 告 86	179.0 (5/10・ 6/10) 【10/10・ 15/10】	464.0 (6/10) 【20/10】	19.0 (6/10) 【20/10 】	160.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	64.0 (6/10・ 8/10) 【20/10・ 30/10】	——	26.0 (8/10) 【30/10】	28.0 (8/10) 【40/10】	69.0 (6/10・ 8/10) 【20/10】	47.0 (6/10) 【20/10】	1, 056.0
令和 8. 3. 31 市 告 71	180.0 (5/10・ 6/10) 【10/10・ 15/10】	462.0 (6/10) 【20/10】	18.0 (6/10) 【20/10 】	149.0 (6/10) 【20/10・ 30/10】	50.0 (6/10・ 8/10) 【20/10・ 30/10・ 40/10】	13.0 (6/10) 【20/10】	40.0 (8/10) 【30/10・ 40/10】	28.0 (8/10) 【40/10】	69.0 (6/10・ 8/10) 【20/10】	47.0 (6/10) 【20/10】	1, 056.0

※建蔽率、容積率は都市計画決定の有無に関わらず、当時の数値を表記しています

用 途 地 域 指 定 面 積 表

(令和8.3.31 市告第71号)

種 類		面 積 (ha)	建蔽率	容積率	外 壁 の 後 退 距 離 の 限 度 (そ の 他 の 制 限)	備 考
市 街 化 区 域	第 1 種 低 層	25	5/10	10/10	隣地境界線より1.0m	17.1%
		154			道路に接する部分を除き北側隣地境界線より1.0m	
	住居専用地域	1.4	6/10	15/10	—————	
	小 計	180	建築物の高さの制限10.0m			
	第 1 種 中 高 層	462	6/10	20/10	—————	43.8%
	住居専用地域					
	第 2 種 中 高 層	18	6/10	20/10	—————	1.7%
	住居専用地域					
	第 1 種 住 居 地 域	149	6/10	20/10	—————	14.1%
		0.4		30/10		
		小 計	149			
	第 2 種 住 居 地 域	47	6/10	20/10	—————	4.7%
		0.7		30/10		
		2	8/10	30/10	国道176号沿道地区地区計画区域 (規制は第2種住居地区による)	
	小 計	50				
	準 住 居 地 域	13	6/10	20/10	—————	1.2%
	近 隣 商 業 地 域	27	8/10	30/10	(準 防 火 地 域)	2.6%
		13		30/10	国道176号沿道地区地区計画区域 (規制は近隣商業第1または第2地区による)	1.2%
	計	40				3.8%
	商 業 地 域	28	8/10	40/10	(防 火 地 域)	2.7%
	準工業地域	62	6/10	20/10	—————	6.5%
		7.4	8/10		池田市大阪国際空港北地区地区計画 の規制による	
	工 業 地 域	47	6/10	20/10	—————	4.4%
	計	1,056	—	—	—————	100.0%
	無 指 定 地 域	32ha				
市 街 化 調 整 区 域		※1,126ha				
都 市 計 画 区 域		※2,214ha				

※都市計画区域、市街化調整区域については、平成27年5月19日付け
都市計画区域及び区域区分等の面積について(報告)【計推第1304号】による

(2) 高度地区

地価の高騰による宅地の狭小化に伴い、大都市及びその周辺都市において戸建て住宅やマンション等の建築が中高層化の傾向にある。

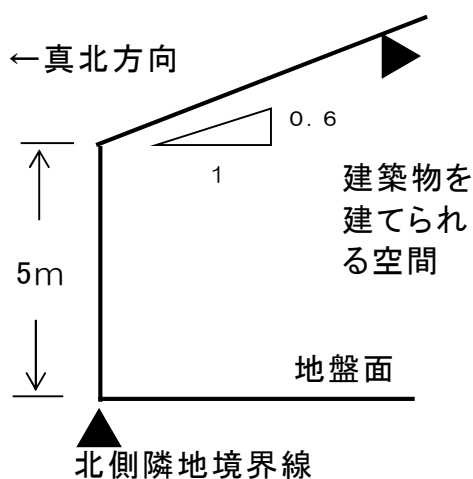
それがために、住居系地域における住宅地の環境を保護する目的で、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めたものである。

池田市では住居系のうち、第1種低層住居専用地域と第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の全域、及び第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の一部の区域に高度地区を指定している。

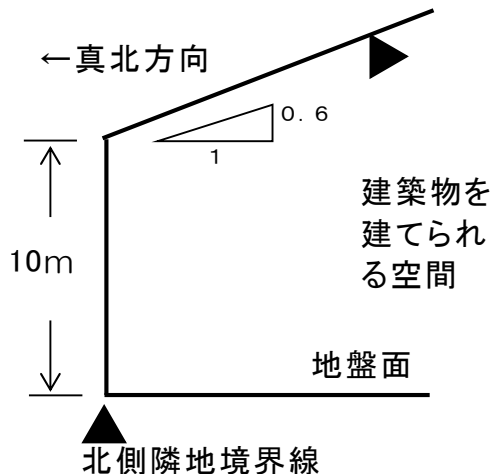
告示年月日・番号	第1種高度地区	第2種高度地区
昭48.10. 1 市告 65	171ha	471ha
昭52.12.26 市告104	171ha	476ha
昭61. 1.24 市告 2	190ha	506ha
平 6. 4.27 市告 91	190ha	506ha
平 7.10.16 市告214	190ha	537ha
平11.12. 8 市告164	190ha	537ha
平12. 4. 7 市告 69	190ha	537ha
平15. 8. 5 市告141	190ha	537ha
平16.12.28 市告238	190ha	537ha
平17. 9. 6 市告183	191ha	522ha
平23. 3. 29市告 57	191ha	523ha
令 8. 3. 31市告 72	191ha	518ha

◎ 高度地区の斜線制限（高さ制限）

(1) 第1種高度地区



(2) 第2種高度地区



(3) 高度利用地区

都市空間を有効に利用し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、駅周辺整備計画に基づき昭和54年11月に池田駅前市街地再開発事業区域及びそれに隣接する区域を指定した。

(平成 16. 12. 28 市告 239)

地 区	面 積 ha	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度 (注)	建築物の 建 築 面 積 の 最低限度
A地区	1.3	45／10	20／10	7／10	200 m ²
B地区	1.1	45／10	20／10	7／10	200 m ²
C地区	0.1	40／10	13／10	8／10	200 m ²
D地区	0.6	40／10	15／10	8／10	200 m ²
(注) ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1／10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号に該当する建築物にあつては2／10を加えた数値とする。					

* 各地区とも壁面の位置の制限あり

(4) 防火地域及び準防火地域

災害防止の見地から、市街地の建築物の不燃化と土地の高度利用を図るため、昭和35年8月にはじめて池田地区及び石橋地区に準防火地域を指定。その後、令和8年3月の用途地域の見直しに伴い商業地域に防火地域を、第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域に準防火地域を指定している。

告示年月日 番 号	防火地域(ha)		準防火地域(ha)	
	面 積	備 考	面 積	備 考
昭35.8.8 建告1578	—	—	53	池田地区 39.0 石橋地区 14.0
昭48.10.1 市告66~67	27	池田駅前 21.8 石橋駅前 5.2	23	池田駅前 19.0 石橋駅前 4.0
昭54.11.21 市告 86	28	池田駅前 22.8 石橋駅前 5.2	22	池田駅前 18.0 石橋駅前 4.0
昭61.1.24 市告 3	28	池田駅前 22.8 石橋駅前 5.2	25	池田駅前 19.7 石橋駅前 4.4 伏尾台 1.0
平7.10.16 市告215	28	池田駅前 22.8 石橋駅前 5.2	26	池田駅前 19.7 石橋駅前 4.4 伏尾台 1.0 空港1丁目 1.3
平12.4.7 市告 70	28	池田駅前 23.0 石橋駅前 5.2	26	池田駅前 19.7 石橋駅前 4.4 伏尾台 1.0 空港1丁目 1.3
平16.12.28 市告240	28	池田駅前 23.0 石橋駅前 5.2	26	池田駅前 19.7 石橋駅前 4.4 伏尾台 1.0 空港1丁目 1.3
平17.9.6 市告184	28	池田駅前 22.9 石橋駅前 5.2	26	池田駅前 19.7 石橋駅前 4.4 伏尾台 1.0 空港1丁目 1.3 石橋3丁目 0.03
令8.3.31 市告 74	28	池田駅前 22.9 石橋駅前 5.1	253	第二種中高層 17.5 第一種住居 138.3 第二種住居 43.1 準住居 12.9 近隣商業地域 40.9

(5) 風致地区

都市における良好な自然景観を保全し、快適な都市環境を維持するために、昭和16年12月に用途地域指定とあわせて定めた。

昭和16年12月 3日	鼓ヶ滝地区外4か所を指定
昭和44年 5月22日	猪名川、箕面川両地区を廃止
昭和45年 6月12日	鼓ヶ滝風致地区の区域変更
平成16年12月28日	都市計画区域の広域化に伴う変更
平成24年 4月 1日	待兼山風致地区の区域変更
平成28年 9月 1日	待兼山風致地区の区域変更

名 称	面 積 (ha)	位 置	告示年月日 番 号	摘 要
鼓ヶ滝風致地区	(49.75) 31.00	古江町	昭 16.12. 3 内告 639	昭 16.11.8 認 可
			昭 45. 6.12 府告 784	区域変更
			平 16.12.28 府告 2403	名称変更
池田山風致地区	396.86	木部町、新町 綾羽2丁目 城山町、建石町 渋谷3丁目 五月丘1～5丁目 畑3～5丁目	昭 16.12. 3 内告 639	昭 16.11.8 認 可
			平 16.12.28 府告 2403	名称変更
待兼山風致地区	(6.94) 6.32	石橋3丁目	昭 16.12. 3 内告 639	昭 16.11.8 認 可
			平 16.12.28 市告 244	名称変更
			平 24.4.1 市告 78	区域変更
			平 28.9.1 市告 230	区域変更
箕面川風致地区	(50.25)		昭 44. 5.22 建告 2849	廃 止
猪名川風致地区	(16.20)		昭 44. 5.22 建告 2849	廃 止
計(3か所)	434.18			

(6) 生産緑地地区

生産緑地法においては、平成3年の法改正以降、500㎡以上の農地等を対象として生産緑地地区を都市計画に定められるようになり、本市においても、市街化区域内における農地等について、その緑地機能を積極的に評価し、より計画的、永続的な保全を図ることにより、農林業と調和した良好な都市環境を保全するため、平成4年11月より生産緑地地区の指定を行い、その後、土地区画整理事業や農林漁業の主たる従事者の死亡等による買取り申出、市街化区域編入に伴い、地区数及び区域の変更を行っている。

なお、稠密な土地利用がなされている市街地においては、小規模な農地であっても付加価値の高い緑地機能を発揮しているものがあり、こうした小規模な農地の保全についてのニーズの高まり等から、平成29年の法改正により、生産緑地地区の面積要件を300㎡を下限として市町村の条例により引き下げられることとなったことを受け、「池田市生産緑地地区の農地等の区域の規模に関する条例」を平成31年4月1日に制定し、生産緑地地区の面積要件を300㎡以上とする引き下げを行った。

なお、生産緑地指定から30年が経過する生産緑地地区については、農地所有者や利害関係人等の同意を得て、市が特定生産緑地に指定する制度が創設されたことを受け、農地所有者からの申請に基づき、適宜、特定生産緑地の指定を行っている。

地 区 数	面 積 (ha)	告 示 年 月 日 番 号	摘 要
86地区	13.91	平成 4. 11. 30 市告 343	当初決定
	13.95	平成 6. 12. 9 市告 296	追加変更
85地区	13.70	平成 8. 12. 13 市告 136	地区数及び区域の変更
83地区	13.46	平成 9. 12. 15 市告 136	地区数及び区域の変更
82地区	13.35	平成 10. 12. 10 市告 178	地区数及び区域の変更
81地区	13.23	平成 15. 12. 1 市告 215	地区数及び区域の変更
79地区	13.04	平成 16. 12. 1 市告 217	地区数及び区域の変更
80地区	13.20	平成 17. 12. 1 市告 252	追加変更
79地区	13.03	平成 21. 12. 11 市告 249	地区数及び区域の変更
77地区	12.86	平成 22. 12. 27 市告 251	地区数及び区域の変更
74地区	12.15	平成 24. 12. 12 市告 258	地区数及び区域の変更
73地区	11.99	平成 27. 2. 18 市告 24	地区数及び区域の変更
72地区	11.72	平成 27. 8. 25 市告 193	地区数及び区域の変更
72地区	11.68	平成 29. 8. 31 市告 215	区域の変更
74地区	11.31	令和 1. 10. 1 市告 117	地区数及び区域の変更
74地区	11.36	令和 2. 3. 31 市告 95	区域の変更
76地区	11.40	令和 2. 10. 1 市告 316	地区数及び区域の変更
77地区	11.39	令和 3. 10. 1 市告 283	地区数及び区域の変更
75地区	10.98	令和 4. 3. 31 市告 72	地区数及び区域の変更
77地区	11.06	令和 4. 10. 1 市告 269	地区数及び区域の変更
73地区	10.18	令和 5. 11. 30 市告 326	地区数及び区域の変更
75地区	10.34	令和 6. 3. 25 市告 52	地区数及び区域の変更
76地区	10.57	令和 6. 10. 1 市告 256	地区数及び区域の変更
75地区	10.36	令和 7. 10. 1 市告 280	地区数及び区域の変更

北部大阪都市計画生産緑地地区一覧

名 称	位 置	面積	うち特定生産 緑地	備 考
五月丘1丁目第2地区	池田市 五月丘一丁目地内	約 0.16 ha	約 1,500 m ²	五月ヶ丘土地区画整理事業区域内
渋谷1丁目第1地区	池田市 渋谷一丁目地内	約 0.09 ha	約 900 m ²	
渋谷2丁目第1地区	池田市 渋谷二丁目地内	約 0.13 ha	約 1,300 m ²	
渋谷2丁目第4地区	池田市 渋谷二丁目地内	約 0.27 ha	約 2,700 m ²	
渋谷2丁目第5地区	池田市 渋谷二丁目地内	約 0.20 ha	約 2,000 m ²	
渋谷3丁目第1地区	池田市 渋谷三丁目地内	約 0.17 ha	約 1,200 m ²	R2年3月一部追加
渋谷3丁目第3地区	池田市 渋谷三丁目地内	約 0.05 ha	約 500 m ²	
渋谷3丁目第4地区	池田市 渋谷三丁目地内	約 0.10 ha		R4年10月追加
渋谷3丁目第5地区	池田市 渋谷三丁目地内	約 0.06 ha		R6年10月追加
畑1丁目第1地区	池田市 畑一丁目地内	約 0.15 ha	約 1,500 m ²	
畑1丁目第2地区	池田市 畑一丁目地内	約 0.12 ha		畑西土地区画整理事業区域内 R1年10月追加 R6年10月一部追加 R7年10月一部解除
畑2丁目第1地区	池田市 畑二丁目地内	約 0.09 ha	約 900 m ²	畑南土地区画整理事業区域内
畑2丁目第3地区	池田市 畑二丁目地内	約 0.03 ha	約 300 m ²	畑南土地区画整理事業区域内
畑3丁目第1地区	池田市 畑三丁目地内	約 0.11 ha	約 1,100 m ²	
畑3丁目第2地区	池田市 畑三丁目地内	約 0.29 ha	約 2,900 m ²	
畑3丁目第4地区	池田市 畑三丁目地内	約 0.20 ha	約 1,500 m ²	R6年10月一部追加
畑3丁目第5地区	池田市 畑三丁目地内	約 0.07 ha	約 700 m ²	
畑4丁目第1地区	池田市 畑四丁目地内	約 0.08 ha	約 800 m ²	
畑4丁目第2地区	池田市 畑四丁目地内	約 0.19 ha	約 1,900 m ²	
畑4丁目第3地区	池田市 畑四丁目地内	約 0.36 ha	約 3,300 m ²	R2年10月一部追加
畑4丁目第4地区	池田市 畑四丁目地内	約 0.06 ha	約 600 m ²	
畑4丁目第5地区	池田市 畑四丁目地内	約 0.05 ha	約 500 m ²	
畑4丁目第6地区	池田市 畑四丁目地内	約 0.06 ha	約 600 m ²	
畑4丁目第8地区	池田市 畑四丁目地内	約 0.97 ha	約 9,700 m ²	
畑4丁目第10地区	池田市 畑四丁目地内	約 0.07 ha		畑東土地区画整理事業区域内 R1年10月追加

名 称	位 置	面 積	面 積	備 考
畑5丁目第1地区	池田市 畑五丁目地内	約 0.48 ha	約 4,800 m ²	
緑丘1丁目第1地区	池田市 緑丘一丁目地内	約 0.29 ha	約 2,900 m ²	
八王寺1丁目第1地区	池田市 八王寺一丁目地内	約 0.22 ha	約 2,200 m ²	
八王寺1丁目第2地区	池田市 八王寺一丁目地内	約 0.09 ha	約 900 m ²	
八王寺1丁目第3地区	池田市 八王寺一丁目地内	約 0.06 ha	約 600 m ²	
荘園1丁目第2地区	池田市 荘園一丁目地内	約 0.17 ha	約 1,700 m ²	
荘園1丁目第3地区	池田市 荘園一丁目地内	約 0.05 ha		R2年10月追加
鉢塚2丁目第2地区	池田市 鉢塚二丁目地内	約 0.06 ha		R4年10月追加
井口堂1丁目第1地区	池田市 井口堂一丁目地内	約 0.06 ha	約 600 m ²	
井口堂1丁目第2地区	池田市 井口堂一丁目地内	約 0.08 ha	約 800 m ²	
井口堂1丁目第3地区	池田市 井口堂一丁目地内	約 0.10 ha	約 1,000 m ²	
井口堂1丁目第4地区	池田市 井口堂一丁目地内	約 0.33 ha	約 300 m ²	井口堂公園計画区域内
井口堂2丁目第1地区	池田市 井口堂二丁目地内	約 0.20 ha	約 2,000 m ²	
石橋1丁目第1地区	池田市 石橋一丁目地内	約 0.12 ha	約 1,200 m ²	
石橋3丁目第1地区	池田市 石橋三丁目地内	約 0.04 ha		R1年10月追加
神田1丁目第1地区	池田市 神田一丁目地内	約 0.11 ha	約 700 m ²	R3年10月一部追加
神田1丁目第3地区	池田市 神田一丁目地内	約 0.16 ha	約 1,600 m ²	
神田1丁目第4地区	池田市 神田一丁目地内	約 0.05 ha	約 500 m ²	
神田1丁目第5地区	池田市 神田一丁目地内	約 0.08 ha	約 800 m ²	
神田1丁目第6地区	池田市 神田一丁目地内	約 0.07 ha	約 700 m ²	
神田2丁目第2地区	池田市 神田二丁目地内	約 0.06 ha	約 600 m ²	
神田2丁目第4地区	池田市 神田二丁目地内	約 0.09 ha	約 900 m ²	
神田2丁目第5地区	池田市 神田二丁目地内	約 0.06 ha	約 600 m ²	
神田2丁目第6地区	池田市 神田二丁目地内	約 0.07 ha	約 700 m ²	
神田2丁目第8地区	池田市 神田二丁目地内	約 0.15 ha	約 1,500 m ²	
神田2丁目第9地区	池田市 神田二丁目地内	約 0.27 ha	約 2,700 m ²	

名 称	位 置	面 積	面 積	備 考
神田2丁目第10地区	池田市 神田二丁目地内	約 0.22 ha	約 2,200 m ²	
神田2丁目第11地区	池田市 神田二丁目地内	約 0.10 ha	約 1,000 m ²	
神田2丁目第12地区	池田市 神田二丁目地内	約 0.17 ha	約 1,700 m ²	
神田2丁目第13地区	池田市 神田二丁目地内	約 0.19 ha		R6年3月追加
神田2丁目第14地区	池田市 神田二丁目地内	約 0.03 ha		R6年3月追加
神田3丁目第1地区	池田市 神田三丁目地内	約 0.12 ha	約 1,200 m ²	
神田3丁目第2地区	池田市 神田三丁目地内	約 0.08 ha	約 800 m ²	
神田3丁目第3地区	池田市 神田三丁目地内	約 0.05 ha	約 500 m ²	
神田3丁目第4地区	池田市 神田三丁目地内	約 0.11 ha	約 1,100 m ²	
神田3丁目第5地区	池田市 神田三丁目地内	約 0.13 ha	約 1,300 m ²	
神田4丁目第1地区	池田市 神田四丁目地内	約 0.13 ha	約 1,300 m ²	神田公園計画区域内
神田4丁目第2地区	池田市 神田四丁目地内	約 0.27 ha	約 2,300 m ²	神田公園計画区域内 H6年12月一部追加
ダイハツ町第1地区	池田市 ダイハツ町地内	約 0.32 ha	約 3,200 m ²	
豊島北1丁目第1地区	池田市 豊島北一丁目地内	約 0.08 ha	約 800 m ²	
豊島北1丁目第2地区	池田市 豊島北一丁目地内	約 0.04 ha		R2年10月追加
豊島南1丁目第1地区	池田市 豊島南二丁目地内	約 0.03 ha	約 300 m ²	
豊島南1丁目第2地区	池田市 豊島南一丁目地内	約 0.08 ha	約 800 m ²	
豊島南1丁目第3地区	池田市 豊島南一丁目地内	約 0.07 ha		R3年10月追加
豊島南2丁目第1地区	池田市 豊島南二丁目地内	約 0.10 ha	約 1,000 m ²	
豊島南2丁目第2地区	池田市 豊島南二丁目地内	約 0.09 ha	約 900 m ²	
豊島南2丁目第3地区	池田市 豊島南二丁目地内	約 0.12 ha	約 1,200 m ²	
住吉1丁目第1地区	池田市 住吉一丁目地内	約 0.06 ha	約 600 m ²	
住吉1丁目第2地区	池田市 住吉一丁目地内	約 0.05 ha	約 500 m ²	
木部町第2地区	池田市 木部町地内	約 0.07 ha		H17年12月追加
合 計	75地区	約10.36ha	約 89,400 m ²	

3 都 市 施 設

(1) 道 路

計 画

昭和 11 年 5 月に本市ではじめての都市計画道路として池田亀岡線を決定し、昭和 14 年には都市計画の基盤である都市計画道路網 20（廃止を含む。）路線を決定した。

以後、社会情勢の変遷に対応して見直しを行い、路線名称、区域、幅員、起終点等の変更を行った。

昭和 37 年には大阪府が道路交通の緩和対策として十大放射 3 環状線計画を策定し、本市域もそれに対応し、主要幹線道路として大阪南池田線、大阪中央環状線、池田宝塚線を定め、大幅な道路網の変更を行った。

昭和 45 年に万博関連事業として阪急宝塚線鉄道高架事業が一部完了したが、引続き池田駅付近の高架化を行うにあたり、昭和 52 年に関連する都市計画道路 3 路線（神田線、猪名川堤線、城南 11 号線）の一部区間の線形変更、又は追加を行うとともに都市計画道路 26 路線の名称を変更した。

昭和 40 年代の高度経済成長に伴い、猪名川上流域の大規模開発に起因する通過交通問題を解決するため、昭和 51 年度から「大都市幹線街路網調査」が実施され種々検討した結果、昭和 56 年 2 月に国道 173 号のバイパスとして自動車専用道路「阪神北部幹線」の計画決定を行うとともに、関連する都市計画道路（木部川西線、池田亀岡線、大阪南池田線）の変更を行った。

その後、阪神北部幹線の一部区間の区域を変更するとともに、大阪南池田線の一部区間の構造及び幅員の変更を行った。

平成 24 年度から平成 27 年度にかけて、長期未着手の都市計画道路について社会経済情勢の変化に対応する為、見直しを行い 3 路線（石橋駅前線、石橋駅裏線、五月山線）の廃止と 9 路線（中央線、宮之前東畑線、池田山之手線、城南上池田線、石橋駅神田線、天神井口堂線、莊園西畑線、八王寺線、

猪名川堤線）の変更を行い、本町中央線を決定した。

なお、現在は自動車専用道路 2 路線、幹線街路 2 3 路線、区画街路 1 路線、計 2 6 路線、延長約 4 2 k m を計画決定している。

事 業

昭和 1 1 年 5 月に本市の都市計画道路が決定されて以来、多くの路線が事業決定され、築造及び舗装工事が完成している。

なかでも昭和 4 2 年から第 5 次 5 か年計画で着手してきた国道 1 7 1 号バイパス（池田宝塚線、神田池田線）、大阪南池田線、大阪中央環状線、宮之前東畑線などの道路が万博関連事業として昭和 4 5 年 3 月に完成した。昭和 5 3 年には宮之前東畑線、中央線の一部が完成、その後昭和 6 1 年には城南 1 1 号線、西市場畑線と菅原新町線の一部がそれぞれ供用開始した。

昭和 5 6 年 2 月に都市計画決定された阪神北部幹線は、自動車専用道路として阪神高速道路公団の施行による阪神高速道路大阪池田線の延伸事業として、昭和 5 7 年 8 月に事業承認をとり鋭意事業が進められ平成 1 0 年 4 月に供用開始された。

近年では、平成 6 年度から平成 2 0 年度において、大阪府事業により神田池田線の一部が完成し、平成 2 1 年 4 月に供用開始された。また、平成 1 9 年 4 月には、市事業により整備した中央線の一部（現在の本町中央線の一部）が供用開始された。

令和 8 年 3 月末現在、都市計画道路の整備状況は延長比で 9 6 . 2 % である。

都市計画道路

名 称		計 画 決 定						
番 号	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)	起 点	終 点	車線数	告 示 年 月 日 番 号	摘 要
1・4・204-1	大 阪 池 田 線	17.6	150	空港一丁目	空港一丁目		昭42. 8. 8 建告 2257	都市高速道路 大阪1号線
		18.0	150	空港一丁目	空港一丁目		昭56. 2.25 府告 228	名称の変更
		18.0	150	空港一丁目地内	空港一丁目地内	4	平18. 2.21 府告 370	都市計画区域の広域化に伴う名称変更と車線数の決定
1・4・204-2	阪 神 北 部 幹 線	18.0	4,220	空港二丁目	木部町		昭56. 2.25 府告 228	幅員18～74m 神田4丁目、木部町に 出入口
		18.0	4,220	空港二丁目	木部町		昭61. 3. 7 府告 319	一部区間の区域の変更
		18.0	4,220	空港二丁目地内	木部町地内	4	平18. 2.21 府告 370	都市計画区域の広域化に伴う名称変更と車線数の決定
3・1・204-1	大 阪 南 池 田 線	22.0	3,005	宮之前町	猪名川府県界		昭37.10. 2 建告 2478	1. 3. 1 当初決定 幅員22～34m
		50.9	2,930	154 空港一丁目	猪名川府県界		昭42. 8. 8 建告 2256	広路. 1 名称変更 幅員42.5～133m
		50.9	2,930	154 空港一丁目	猪名川府県界		昭52. 6.10 府告 825	3. 1. 1 名称変更
		68.0	2,930	154 空港一丁目	神田四丁目		昭56. 2.25 府告 228	幅員及び一部区間の変更
		68.0	2,930	空港一丁目	神田四丁目		昭61. 3. 7 府告 319	一部区間の構造 及び幅員の変更
		68.0	2,930	空港一丁目地内	神田四丁目地内	4	平18. 2.21 府告 370	都市計画区域の広域化に伴う名称変更と車線数の決定
3・1・204-2	大 阪 中 央 環 状 線	20.0	1,575	石橋町185	北今在家町		昭37.10. 2 建告 2478	2. 1. 2 当初決定 幅員20～30m
		56.4	1,630	337 石橋四丁目	豊島南二丁目		昭42. 8. 8 建告 2256	広路. 2 名称変更 起点、線形の変更 幅員22～56.4m
		56.4	1,880	337 石橋四丁目	伊丹市下川原字 北原248-1		昭43.12.28 建告 3753	終点の変更
		56.4	1,880	337 石橋四丁目	伊丹市下川原字 北原248-1		昭52. 6.10 府告 825	3. 1. 2 名称変更
		56.4	1,880	石橋四丁目地内	伊丹市下川原字 北原地先	8	平18. 2.21 府告 370	都市計画区域の広域化に伴う名称変更と車線数の決定
3・3・204-3	池 田 宝 塚 線	20.0	2,145	1063 豊中市麻田	神田町961		昭37.10. 2 建告 2478	2. 1. 3 当初決定 幅員20～26m
		23.0	2,170	1063 豊中市麻田	神田二丁目		昭42. 8. 8 建告 2256	1. 3. 1 名称変更 終点、線形の変更 幅員23～34m
		23.0	2,170	豊中市 石橋麻田町	神田二丁目		昭52. 6.10 府告 825	3. 3. 3 名称変更
		23.0	2,170	豊中市 石橋麻田町	神田二丁目		平13. 2.23 府告 249	一部区間の区域変更と 車線数の決定
		23.0	2,170	豊中市 石橋麻田町地内	神田二丁目 地内	4	平18. 2.21 府告 370	都市計画区域の広域化に伴う名称変更と車線数の決定
3・3・204-4	神 田 池 田 線	11.0	2,050	池田市大字	池田町		昭14.10.28 内告 518	2. 3. 9 当初決定 幅員8～11m
		11.0	2,190	神田 池田市大字	池田町		昭19. 5.10 内告 240	延長、幅員(一部8m)の 変更
		11.0	1,689	神田町	建石町		昭31. 4. 5 建告 564	終点の変更
		11.0	2,514	779-1 北今在家町	建石町3378		昭33. 3.31 建告 809	起点の変更
		11.0	2,510	779-1 北今在家町	上池田町1434		昭40. 1.13 建告 18	一部区間の幅員変更 (11～16m)
		23.0	2,510	670 豊島南二丁目	上池田町1434		昭42. 8. 8 建告 2256	1. 3. 2 名称変更 幅員16～31m
		23.0	2,510	豊島南二丁目	上池田二丁目		昭52. 6.10 府告 825	3. 3. 4 名称変更
		23.0	2,510	豊島南二丁目 地内	上池田二丁目 地内	4	平18. 2.21 府告 370	都市計画区域の広域化に伴う名称変更と車線数の決定

事業認可							
幅員 (m)	延長 (m)	区 間		告 示 年 月 日 番 号	執行年度	摘 要	執 行 者
18.0	4,220	空港二丁目	木部町	昭57. 9. 4 建告 1548	昭57～62		阪神高速道路公団
18.0	4,220	空港二丁目	木部町	昭62. 4.13 建告 967	昭57～平 2	執行年度の延長 一部区間区域変更	
18.0	4,220	空港二丁目	木部町	平 3. 3.25 建告 715	昭57～平 6	執行年度の延長	
18.0	4,220	空港二丁目	木部町	平 7. 3.15 建告 679	昭57～平 9	執行年度の延長	
18.0	4,220	空港二丁目	木部町	平10. 3.16 建告 595	昭57～平10	執行年度の延長	
46.1	1,050	空港一丁目 154	豊島南一丁目 35－1	昭43. 3.30 建告 521	昭42～45	大阪中央環状線との 交点附近にインター チェンジを設ける 幅員42.5～68.4m	阪神高速道路公団
87.0	270	神田二丁目	神田四丁目	昭57. 9.28 建告 1610	昭57～62		
87.0	270	神田二丁目	神田四丁目	昭62. 4.13 建告 969	昭57～平 2	執行年度の延長 一部区間の区域変更	
87.0	270	神田二丁目	神田四丁目	平 3. 3.25 建告 718	昭57～平 6	執行年度の延長	
87.0	270	神田二丁目	神田四丁目	平 7. 3.15 建告 688	昭57～平 9	執行年度の延長	
87.0	270	神田二丁目	神田四丁目	平10. 3.16 建告 596	昭57～平 10	執行年度の延長	
56.4	1,630	石橋四丁目 337	豊島南二丁目 677	昭43. 3.30 建告 521	昭42～45	改良、舗装 幅員22～56.4m	
56.4	1,880	石橋四丁目 337	伊丹市下河原 字北原 248－1	昭43.12.28 建告 3753	昭42～45	幅員22～56.4m	
23.0	550	神田二丁目 810－1	神田二丁目 948－1	昭44. 5.25 建告 2867	昭44～46	幅員23～29m	
9.0	666	城南町293－1	上池田町3391	昭32. 9.20 建告 654	昭32～34	改良、舗装	大阪府
11.0	825	神田町278－1	北今在家町 780	昭35.10. 1 建告 2133	昭35～38	改良完了	
7.5	1,840	城南町三丁目 3－1	北今在家町 778	昭37.10. 2 建告 2472	昭37～41	舗装 幅員7.5～10.7m	
11.0	825	神田町278－1	北今在家町 780	昭38. 1.14 建告 17	昭35～40	執行年度の延長	
23.0	852	城南二丁目	神田一丁目	平 7. 3. 7 建告 476	平 6～12	幅員23～31m	
23.0	852	城南二丁目	神田一丁目	平13. 3.26 近地局告 47	平 6～15	執行年度の延長	
23.0	852	城南二丁目	神田一丁目	平15.12.15 近地局告1-2	平 6～18	執行年度の延長	
23.0	852	城南二丁目	神田一丁目	平19. 3. 2 近地局告15	平 6～20	執行年度の延長	

名 称		計 画 決 定						
番 号	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)	起 点	終 点	車線数	告 示 年 月 日 番 号	摘 要
3・4・204-5	池 田 亀 岡 線	11.0		池田町	池田町大字 東山		昭11. 5. 8 内告 297	2. 3. 1 当初決定 幅員8～11m
		15.0		池田町	池田町大字 東山		昭14.10.28 内告 518	幅員の変更
		16.0	3,000	池田町	池田町大字 東山		昭17.10.29 内告 627	2. 2. 1 名称変更 幅員の変更
		16.0	3,000	西本町	東山町		昭52. 6.10 府告 825	3. 4. 5 名称変更
		16.0	3,000	西本町	東山町		昭56. 2.25 府告 228	一部区間の幅員変更 (16～43.5m)
		16.0	3,000	西本町地内	東山町地内	2	平18. 2.21 府告 370	都市計画区域の広域化に伴 う名称変更と車線数の決定
3・4・204-6	中 央 線	8.0		池田町	池田町大字畑		昭14.10.28 内告 518	1. 小. 2 池田箕面線
		12.0	2,460	池田町	池田町大字畑		昭19. 5.10 内告 240	2. 3. 2 名称変更 幅員、ルート変更
		16.0	2,460	西本町2766	畑町191		昭40. 1.13 建告 18	2. 2. 4 中央線 幅員12～16m
		16.0	2,460	西本町	畑二丁目		昭52. 6.10 府告 825	名称の変更
		16.0	2,460	西本町地内	畑二丁目地内	2	平18. 2.21 府告 370	都市計画区域の広域化に伴 う名称変更と車線数の決定
		16.0	1,630	上池田一丁目地内	畑二丁目地内	2	平27. 2.18 市告 23	起点の変更及び延長の変更
3・6・204-7	宮 之 前 東 畑 線	11.0	1,235	井口堂町95	畑町449		昭35.10. 1 建告 2133	2. 3. 18 井口堂松葉線
		11.0	3,950	宮之前町 134	畑町1251		昭37.10. 2 建告 2478	2. 3. 18 宮之前東畑線 起終点の変更 幅員11～22m
		16.0	3,600	住吉二丁目 47	畑町1252		昭42. 8. 8 建告 2256	2. 2. 5 名称変更 起終点の変更 幅員16～29m
		16.0	3,600	住吉二丁目 47	畑町1252		昭43. 3.30 建告 521	一部区間の幅員変更 (16～29m)
		16.0	3,600	住吉二丁目	畑町		昭52. 6.10 府告 825	3. 4. 7 名称変更
		16.0	3,600	住吉二丁目地内	畑四丁目地内	2	平18. 2.21 府告 370	都市計画区域の広域化に伴 う名称変更と車線数の決定
3・5・204-8	菅 原 新 町 線	11.0	3,600	住吉二丁目地内	畑四丁目地内	2	平28. 2.17 市告 23	幅員の変更 名称の変更
		15.0	825	菅原町	新町通		昭21.10.15 内告 151	2. 2. 2 当初決定 幅員15～24m
		15.0	1,080	満寿美町643	新町通一丁目 2735		昭42. 8. 8 建告 2256	起点の変更 幅員13～15m
		15.0	1,080	満寿美町	新町		昭52. 6.10 府告 825	3. 5. 8 名称変更
3・5・204-9	高 槻 伊 丹 線	15.0	1,080	満寿美町地内	新町地内	2	平18. 2.21 府告 370	都市計画区域の広域化に伴 う名称変更と車線数の決定
		12.0	2,030	箕面村大字 瀬川	池田市大字 北今在家		昭14.10.28 内告 518	2. 3. 7 当初決定 幅員12～17m
		12.0	2,030	豊中市 待兼山町	豊島南二丁目		昭52. 6.10 府告 825	3. 5. 9 名称変更
		12.0	2,030	豊中市 待兼山町地内	豊島南二丁目 地内	2	平18. 2.21 府告 370	都市計画区域の広域化に伴 う名称変更と車線数の決定

事業認可							
幅員 (m)	延長 (m)	区 間		告示年月日 番 号	執行年度	摘 要	執 行 者
11.0		池田町	池田町大字東山	昭11. 5. 8 内告 303	昭15～16	幅員8～11m	
6.0	1,088	池田市大字 下渋谷	池田市大字畑	昭19. 5.10 内告 241		延長及び幅員の 一部改良	
16.0	1,090	下渋谷町4－3	畑町453	昭40. 1.13 建告 18	昭39～43	改良	
16.0	320	上池田町1634	下渋谷4－3	昭43. 3.30 建告 521	昭43～45	改良	
16.0	1,293	五月丘一丁目	畑町	昭46. 3.31 府告 474	昭43～48	改良、舗装	
12.0	264.5	西本町	栄本町	平13. 8.14 府告 1376	平13～17	改良、舗装	池田市
12.0	264.5	西本町	栄本町	平18. 3.31 府告 811	平13～19	執行年度の延長	池田市
11.0	1,235	井口堂町95	畑町449	昭35.10. 1 建告 2133	昭35～39		
11.0	2,248	井口堂町96－1	畑町1251－1	昭38. 1.14 建告 17	昭35～40	終点の延長	
29.0	1,360	住吉二丁目47	井口堂一丁目 94	昭43. 3.30 建告 521	昭42～45	箕面川橋幅員22m 改良、舗装	
22.0	1,360	住吉二丁目	井口堂一丁目	昭46. 3. 1 建告 243	昭44～48	幅員22～29m 改良、舗装	
22.0	1,360	住吉二丁目	井口堂一丁目	昭49. 3.28 建告 488	昭43～52	幅員22～29m 改良、舗装	
22.0	1,360	住吉二丁目	井口堂一丁目	昭52. 3.24 建告 512	昭43～55	執行年度の延長	
15.0	390	菅原町	本町	昭22.11.18 建告 342	昭22	改良 幅員15～24m	
13.0	216	本町	城山町	昭23.12.22 建告 252	昭23	改良	
13.0	251	城山町	新町通	昭25. 3.31 建告 234	昭24～25	改良	
8.0	804	菅原町	新町通	昭31.10.27 建告 1732	昭31～32	舗装	
15.0	75	菅原町	菅原町	昭57.11.22 市告 121	昭57～59	改良	大阪府

名 称		計 画 決 定						
番 号	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)	起 点	終 点	車線数	告 示 年 月 日 番 号	摘 要
3・6・204-10	神 田 線	11.0	1,070	池田市大字 神田	池田市大字 神田		昭14.10.28 内告 518	2. 3. 6 当初決定 幅員8～11m
		11.0	2,190	栄町一丁目	神田町		昭28. 3.31 建告 911	起点を変更し広場 1,100mを追加 幅員8～18m
		11.0	2,190	栄町一丁目	神田町		昭29. 3.31 建告 522	線形の変更
		11.0	2,190	栄町一丁目 590	神田町126		昭37.10. 2 建告 2478	一部区間の幅員変更 (11～18m)
		11.0	2,190	栄町	ダイハツ町		昭52. 6.10 府告 825	3. 6. 10 名称変更 広場の変更 (栄町、菅原町地区に 約7,000㎡の池田交通 広場を設ける)
		11.0	2,190	栄町地内	ダイハツ町地内	2	平18. 2.21 府告 370	都市計画区域の広域化に伴 う名称変更と車線数の決定
3・6・204-11	池 田 山 之 手 線	8.0	2,400	池田町	池田市大字畑		昭14.10.28 内告 518	1. 小. 1 当初決定 幅員6～8m
		8.0	2,500	新町通	畑町		昭28. 3.31 建告 911	延長及び一部区間のルート 変更 幅員6～11m
		11.0	2,347	綾羽町	畑町		昭31. 4. 5 建告 564	2. 3.14 名称変更 幅員、起点及びルート変更
		11.0	2,332	綾羽町2415	畑町117		昭33. 3.31 建告 829	法線の変更
		11.0	2,332	綾羽二丁目	畑町		昭52. 6.10 府告 825	3. 6. 11 名称変更
		11.0	2,330	綾羽二丁目地内	畑五丁目地内	2	平18. 2.21 府告 370	都市計画区域の広域化に伴 う名称変更と車線数の決定
		11.0	2,570	城山町地内	畑五丁目地内	2	平25. 2.22 府告 294	起点の変更
3・3・204-12	木 部 川 西 線	8.0	800	池田市大字 木部	池田市大字古江		昭14.10.28 内告 518	1. 小. 4 稗田野池田線
		8.0	1,660	木部町	古江町		昭17.10.29 内告 627	終点の位置の変更
		8.0	1,660	木部町	古江町		昭52. 6.10 府告 825	3. 6. 12 稗田野池田線
		24.0	1,880	木部町	古江町		昭56. 2.25 府告 228	3. 6. 12 名称変更 終点の位置の変更 幅員24～48.5m
		24.0	1,880	木部町地内	古江町地内	4	平18. 2.21 府告 370	都市計画区域の広域化に伴 う名称変更と車線数の決定
3・5・204-13	五 月 丘 中 央 線	15.0	823	上池田町 3395	上渋谷町256		昭37.10. 2 建告 2478	2. 2. 3 当初決定 (区画整理事業)
		15.0	823	五月丘一丁目	五月丘三丁目		昭52. 6.10 市告 48	3. 5. 13 名称変更
		15.0	820	五月丘一丁目地内	五月丘三丁目地内	2	平18. 7.10 市告 163	都市計画区域の広域化に伴 う名称変更と車線数の決定
3・6・204-14	槻 木 大 和 線	11.0	347	槻木町	大和町		昭21.10.15 内告 151	2. 3. 1 当初決定
		11.0	347	槻木町	大和町		昭52. 6.10 市告 48	3. 6. 14 名称変更
		11.0	350	槻木町地内	大和町地内	2	平18. 7.10 市告 163	都市計画区域の広域化に伴 う名称変更と車線数の決定

事業認可							
幅員 (m)	延長 (m)	区 間		告示年月日 番 号	執行年度	摘 要	執 行 者
11.0	1,236	室町1番町	呉服町	昭28. 3.31 建告 911	昭27～30		
11.0	1,236	室町1番町	呉服町	昭29. 3.31 建告 522	昭27～30	線形の変更	
11.0	1,236	室町1番町	呉服町	昭31. 4. 5 建告 564	昭27～33	執行年度の延長	
11.0	637	室町1番町 741－4	姫室町846	昭34. 3.31 建告 838	昭33～35	舗装	
11.0	257	神田町997	神田町570	昭35.10. 1 建告 2133	昭 35		
8.1	1,517	室町1番町 741－4	神田町572	昭36. 3.23 建告 622	昭33～38	舗装、年度の延長 幅員8.1～11m	
11.0	257	神田町997	神田町570	昭38. 1.14 建告 17	昭35～40	執行年度の延長	
11.0	294	神田町570	神田町418	昭38. 3.25 建告 767	昭37～40	舗装	
8.0	1,523	室町1番町 741－4	神田町572	昭39. 3.25 建告 838	昭33～39	執行年度の延長 幅員8～11m	
11.0	300	神田町570	神田町418	昭41. 3.31 建告 1054	昭37～41	執行年度の延長	
11.0	988	建石町 1706－1	畑町1532	昭32. 9.20 建告 655	昭 32	昭35. 8. 29 建告1849	
11.0	925	畑町1232	畑町1188	昭33. 3.31 建告 829	昭32～35	執行行政庁を35年 より大阪府知事決定	
10.6	1,306	綾羽町 2257－1	畑町1507－1	昭35.10. 1 建告 2133	昭35～36	舗装 幅員10～10. 6m	
11.0	925	畑町1232	畑町1188	昭36. 3.23 建告 622	昭32～37	執行年度の延長	
10.6	1,306	綾羽町 2257－1	畑町1507－1	昭38. 1.14 建告 17	昭35～40	執行年度の延長	
10.4	800	五月丘四丁目 43－2	畑町1254	昭38. 3.25 建告 769	昭37～38	舗装 幅員10. 4～10.7 m	
11.0	35	畑町1180	畑町81	昭39. 3.11 建告 457	昭38～40	昭和40. 3. 31 全線改良完了	
11.0	347	槻木町	大和町	昭25. 3.31 建告 234	昭24～25		

名 称		計 画 決 定						
番 号	路 線 名	幅員 (m)	延 長 (m)	起 点	終 点	車線数	告 示 年 月 日 番 号	摘 要
3・6・204-15	城 南 上 池 田 線	11.0	1,700	池田町	池田市大字畑		昭14.10.28 内告 518	2. 3. 3 池田畑線
		11.0	510	菅原町	城南町		昭19. 5.10 内告 240	2. 3. 5 菅原線 終点の変更
		11.0	510	栄町	上池田一丁目		昭52. 6.10 市告 48	3. 6. 15 名称変更
		11.0	510	栄町地内	上池田一丁目地内	2	平18. 7.10 市告 163	都市計画区域の広域化に伴う名称変更と車線数の決定
		11.0	320	大和町地内	上池田一丁目地内	2	平27. 2.18 市告 23	起点及び延長の変更 並びに名称変更
3・6・204-16	石 橋 駅 神 田 線	11.0	2,180	池田市大字 東市場	池田市大字神田		昭14.10.28 内告 518	2. 3. 8 当初決定
		11.0	2,055	東市場町	神田町		昭31. 4. 5 建告 564	一部区間の線形の変更
		11.0	2,055	石橋一丁目 176	神田町572ー1		昭41. 6.18 建告 1986	起終点名の変更
		11.0	2,140	石橋一丁目 176	神田町572		昭42. 8. 8 建告 2256	支線1号線の追加
		11.0	2,140	石橋一丁目	神田二丁目		昭52. 6.10 市告 48	3. 6. 16 名称変更
		11.0	2,140	石橋一丁目地内	神田二丁目地内	2	平18. 7.10 市告 163	都市計画区域の広域化に伴う名称変更と車線数の決定
		11.0	2,150	石橋一丁目地内	神田二丁目地内	2	平26. 8.27 市告 220	起点及び延長の変更
3・6・204-17	本 町 城 南 線	11.0	410	本町	城南町		昭28. 3.31 建告 911	2. 3. 11 当初決定
		11.0	410	栄本町	城南一丁目		昭52. 6.10 市告 48	3. 6. 17 名称変更
		11.0	410	栄本町地内	城南一丁目地内	2	平18. 7.10 市告 163	都市計画区域の広域化に伴う名称変更と車線数の決定
3・6・204-18	満 寿 美 猪 名 川 線	11.0	820	満寿美町	桃園町		昭28. 3.31 建告 911	2. 3. 12 当初決定
		11.0	820	満寿美町	桃園一丁目		昭52. 6.10 市告 48	3. 6. 18 名称変更
		11.0	820	満寿美町地内	桃園一丁目地内	2	平18. 7.10 市告 163	都市計画区域の広域化に伴う名称変更と車線数の決定
3・6・204-19	天 神 井 口 堂 線	8.0	2,660	池田市大字 井口堂	池田市大字畑		昭14.10.28 内告 518	1. 小. 6 当初決定 井口堂畑線
		8.0	2,660	井口堂町	畑町		昭28. 3.31 建告 911	一部区間の幅員の変更 (8～11m)
		11.0	2,745	井口堂町	畑町		昭31. 4. 5 建告 564	2. 3. 15 名称変更 幅員及び線形変更
		11.0	2,777	井口堂町427	畑町1253		昭33. 3.31 建告 829	終点の変更
		11.0	1,740	井口堂町427	畑町383		昭37.10. 2 建告 2478	終点の変更
		11.0	1,740	天神一丁目	旭丘二丁目		昭52. 6.10 市告 48	3. 6. 19 名称変更 起終点名の変更
		11.0	1,740	天神一丁目地内	旭丘二丁目地内	2	平18. 7.10 市告 163	都市計画区域の広域化に伴う名称変更と車線数の決定
		11.0	340	天神一丁目地内	井口堂三丁目地内	2	平28. 2.17 市告 23	終点及び延長の変更 名称の変更
3. 6. 20	中 橋 線	11.0	190	新町	新町		昭31. 4. 5 建告 564	2. 3. 16 当初決定 池田山之手線を分割
		11.0	190	新町	綾羽二丁目		昭52. 6.10 市告 48	3. 6. 20 名称変更
		—	—	—	—	—	平18. 7.10 市告 163	廃 止

事業認可							
幅員 (m)	延長 (m)	区間		告示年月日 番 号	執行年度	摘 要	執 行 者
11.0	324	大和町474	上池田町415	昭38. 3.25 建告 771	昭37～41		
11.0	393	東市場町	東市場町	昭26. 3.30 建告 173	昭25～26		
11.0	1,387	東市場町65－1	神田町572	昭32. 3.30 建告 477	昭31～34		
11.0	1,387	東市場町65－1	神田町572	昭35. 3. 建告	昭31～35	執行年度の延長	
11.0	340	井口堂町 429－8	東市場町79	昭37. 3.31 建告 753	昭36～37		
11.0	340	東市場町	東市場町	昭38. 3.25 建告 772	昭36～39	昭39. 3. 31 全線改良完了	
11.0	1,660	天神二丁目 429－8	神田町572－1	昭41. 6.18 建告 1986	昭41～43	舗装	
11.0	240	石橋一丁目 176	石橋一丁目 148	昭43. 3.30 建告 521	昭43	舗装	
11.0	410	本町	城南町	昭25. 3.31 建告 232	昭24～25		
11.0	330	井口堂町	井口堂町	昭28. 3.31 建告 911	昭27～30	改良済 140m	
11.0	330	井口堂町	井口堂町	昭31. 4. 5 建告 564	昭27～33	執行年度の延長	
11.0	180	井口堂一丁目	天神一丁目	昭43.11. 6 建告 3302	昭43～45	改良、舗装 池田都市計画鉄道 付帯工事	

名 称		計 画 決 定						
番 号	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)	起 点	終 点	車線数	告 示 年 月 日 番 号	摘 要
3・6・204-21	荘 園 西 畑 線	8.0	3,500	池田市大字 宮之前	池田市大字畑		昭14.10.28 内告 518	1. 小. 9 宮之前畑線
		11.0	3,500	宮之前町	畑町		昭35.10. 1 建告 2133	2. 3. 17 名称変更 幅員の変更
		11.0	2,840	西市場町27	畑町1476		昭37.10. 2 建告 2478	2. 3. 17 西市場畑線 起点、線形の変更
		11.0	2,840	荘園二丁目 27-3	畑町1476		昭41. 6.18 建告 1986	起点名の変更
		11.0	2,840	荘園二丁目 27-3	畑町1476-2		昭42.12.26 建告 4452	一部区間の線形の変更
		11.0	2,840	荘園二丁目	畑町		昭52. 6.10 市告 48	3. 6. 21 名称変更
		11.0	2,840	荘園二丁目地内	畑三丁目地内	2	平18. 7.10 市告 163	都市計画区域の広域化に伴 う名称変更と車線数の決定
		11.0	2,540	荘園二丁目地内	畑三丁目地内	2	平26. 8.27 市告 220	起点の変更及び延長の変更 並びに名称変更
3・6・204-22	八 王 寺 線	11.0	995	尊鉢町282	神田町1493		昭37.10. 2 建告 2478	2. 3. 19 当初決定 尊鉢神田線
		11.0	995	八王寺一丁目	神田一丁目		昭52. 6.10 市告 48	3. 6. 22 名称変更
		11.0	1,000	八王寺一丁目地内	神田一丁目地内	2	平18. 7.10 市告 163	都市計画区域の広域化に伴 う名称変更と車線数の決定
		11.0	310	八王寺一丁目地内	八王寺一丁目地内	2	平27. 2.18 市告 23	終点の変更及び延長の変更 並びに名称変更
3・6・204-23	石 橋 駅 前 線	8.0	330	池田市大字 東市場	池田市大字 井口堂		昭14.10.28 内告 518	1. 小. 5 当初決定 駅前附近に広場を設ける (1,790㎡)
		8.0	330	石橋一丁目	天神一丁目		昭52. 6.10 市告 48	3. 6. 23 名称変更
		8.0	330	石橋一丁目地内	天神一丁目地内	—	平18. 7.10 市告 163	都市計画区域の広域化に伴 う名称の変更 石橋駅前交通広場を設ける (1,800㎡)
		—	—	—	—	—	平26. 8.27 市告 220	廃 止
3・6・204-24	石 橋 駅 裏 線	8.0	700	池田市大字野	箕面村大字瀬川		昭14.10.28 内告 518	1. 小. 7 当初決定 駅前附近に広場を設ける (1,070㎡)
		8.0	700	石橋二丁目	箕面市瀬川 二丁目		昭52. 6.10 市告 48	3. 6. 24 名称変更
		8.0	700	石橋二丁目地内	箕面市瀬川 二丁目地内	—	平18. 7.10 市告 163	都市計画区域の広域化に伴 う名称の変更 石橋駅前交通広場を設ける (1,100㎡)
		—	—	—	—	—	平26. 8.27 市告 220	廃 止
3・6・204-25	五 月 山 線	8.0	1,070	城山町 2516	木部町99-2		昭27. 1.30 建告 78	1. 小. 11 当初決定 幅員6～11m
		8.0	1,070	城山町	木部町		昭52. 6.10 市告 48	3. 6. 25 名称変更
		8.0	1,070	城山町地内	木部町地内	—	平18. 2.21 府告 370	都市計画区域の広域化に伴 う名称の変更
		—	—	—	—	—	平25. 2.22 府告 294	廃 止

事業認可							
幅員 (m)	延長 (m)	区 間		告 示 年 月 日 番 号	執行年度	摘 要	執 行 者
11.0	1,440	莊園二丁目 27-3	緑丘一丁目 331-1	昭41. 6.18 建告 1986	昭41～45	改良	
11.0	1,370	緑丘一丁目 331-1	畑町1476-2	昭42.12.26 建告 4452	昭43～46	一部区間の線形の変更	
11.0	2,495	莊園一丁目	畑町	昭47.10.11 府告 1412	昭47～52		
11.0	1,622	莊園一丁目	緑丘二丁目	昭52. 3.30 府告 432	昭47～55		
11.0	1,622	莊園一丁目	緑丘二丁目	昭58. 3.30 府告 458	昭47～60	執行年度の延長	
11.0	133	八王寺一丁目	八王寺一丁目	平 元.12.13 府告 1551	平元 ～ 3	改良	
11.0	133	八王寺一丁目	八王寺一丁目	平 4. 3.27 府告 412	平元 ～ 6	執行年度の延長	
11.0	110	八王寺一丁目	八王寺一丁目	平 6. 4.18 府告 740	平6 ～ 10		
11.0	436	城山町	紅葉橋	昭27. 1.30 建告 78	昭26～33	幅員6～11m	
11.0	436	城山町	紅葉橋	昭31. 4. 5 建告 564	昭26～33	執行年度の延長	
7.5	240	綾羽二丁目 2516	綾羽二丁目 2235	昭34. 7 建告	昭 34	舗装	

名 称		計 画 決 定						
番 号	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)	起 点	終 点	車線数	告 示 年 月 日 番 号	摘 要
3・7・204-26	猪 名 川 堤 線	6.0	2,400	池田町	池田市大字神田		昭14.10.28 内告 518	2. 小. 1 当初決定
		6.0	2,400	西本町	神田三丁目		昭52. 6.10 市告 48	3. 7. 26 名称変更 線形変更
		6.0	2,630	西本町	ダイハツ町		昭56. 7.21 市告 52	終点及び一部区間の 線形変更
		6.0	2,630	西本町	ダイハツ町		昭62. 2.27 市告 31	一部区間の線形変更
		6.0	2,610	西本町地内	ダイハツ町地内	—	平18. 7.10 市告 163	都市計画区域の広域化に伴 う名称の変更
		6.0	1,730	桃園一丁目地内	ダイハツ町地内	—	平28. 2.17 市告 23	起点及び延長の変更
3・5・204-27	本 町 中 央 線	12.0	360	西本町地内	栄本町地内	—	平27. 2.18 市告 23	中央線の変更に伴う 路線追加
7・6・204-1	城 南 11 号 線	8.0	120	菅原町	菅原町		昭52. 6.10 市告 48	7. 6. 1 当初決定
		8.0	120	菅原町地内	菅原町地内	—	平18. 7.10 市告 163	都市計画区域の広域化に伴 う名称の変更

事業認可							
幅員 (m)	延長 (m)	区 間		告示年月日 番 号	執行年度	摘 要	執 行 者
8.0	118	菅原町	菅原町	昭52.12.26 建告 1697	昭52～57		
8.0	118	菅原町	菅原町	昭58. 3. 1 建告 206	昭52～61	執行年度の延長	

都市計画道路整備状況

令和8年4月1日 現在

名 称		計		面		改 良			済		概 成 済		
番 号	路 線 名	延 長 (m)	幅 (m)	員 (m)	面 積 (㎡)	延 長 (m)	面 積 (㎡)	改 良 比 延長(%) 面積(%)	区	間	延 長 (m)	現 況 幅 (m)	積 面 (㎡)
1・4・204-1	大阪池田線	150	18.0		2,700	150	2,700	100.0	空港1丁目～空港1丁目				
1・4・204-2	阪神北部幹線	4,220	18.0 ～	74.0	105,260	4,220	105,260	100.0	空港2丁目～木部町				
3・1・204-1	大阪南池田線	2,930	43.0 ～	133.0	220,970	2,930	220,970	100.0	空港1丁目～神田4丁目				
3・1・204-2	大阪中央環状線	1,880	8.0 ～	56.4	65,770	1,880	65,770	100.0	石橋4丁目～伊丹市下河原町				
3・3・204-3	池田宝塚線	2,170	23.0 ～	34.0	55,930	2,170	55,930	100.0	豊中市石橋麻田町～神田2丁目				
3・3・204-4	神田池田線	2,510	16.0 ～	31.0	57,910	2,180	52,950	86.9	豊島南2丁目～城南1丁目、城南1丁目～上池田2丁目		14.0	4,620	
3・4・204-5	池田亀岡線	3,000	16.0 ～	43.5	56,890	3,000	56,890	100.0	西本町～中川原町		330		
3・4・204-6	中 央 線	1,630	16.0		26,080	1,415	22,640	86.8	上池田1丁目～畑2丁目		215	11.0～14.0	2,680
3・6・204-7	宮之前東畑線	3,600	11.0 ～	29.0	57,210	3,600	57,210	100.0	住吉2丁目～井口堂1丁目、畑4丁目～畑4丁目				
3・5・204-8	菅原新町線	1,080	13.0 ～	15.0	15,320	925	12,995	85.6	菅原町～新町				
3・5・204-9	高槻伊丹線	2,030	12.0 ～	17.0	26,260	2,030	26,260	100.0	豊中市待兼山町～豊島南2丁目				
3・6・204-10	神 田 線	2,190	11.0 ～	18.0	24,370	2,190	24,370	100.0	柴町～ダイハツ町				
3・6・204-11	池田山之手線	2,570	11.0		28,270	2,570	28,270	100.0	城山町～畑5丁目				
3・3・204-12	木部川西線	1,880	24.0 ～	48.5	52,510	1,880	52,510	100.0	木部町～古江町				
3・5・204-13	五月丘中央線	820	15.0		12,300	820	12,300	100.0	五月丘1丁目～五月丘3丁目				
3・6・204-14	槻木大和線	350	11.0		3,850	350	3,850	100.0	槻木町～大和町				
3・6・204-15	城南上池田線	320	11.0		3,520	320	3,520	100.0	大和町～上池田1丁目				
3・6・204-16	石橋駅神田線	2,150	11.0		23,650	2,150	23,650	100.0	石橋1丁目～神田2丁目				
3・6・204-17	本町城南線	410	11.0		4,510	410	4,510	100.0	柴本町～城南1丁目		820	8～10	6,720
3・6・204-18	満寿美猪名川線	820	11.0		9,020	0	0	0.0	-				
3・6・204-19	天神井口堂線	340	11.0		3,740	340	3,740	100.0	天神1丁目～井口堂3丁目				
3・6・204-21	荘園西畑線	2,540	11.0		27,940	2,540	27,940	100.0	荘園1丁目～畑3丁目				
3・6・204-22	八王寺線	310	11.0		3,410	310	3,410	100.0	八王寺1丁目～八王寺1丁目				
3・7・204-26	猪名川堤線	1,730	6.0		10,380	1,730	10,380	100.0	桃園2丁目～ダイハツ町				
3・5・204-27	本町中央線	360	12.0		4,320	265	3,180	73.6	西本町～柴本町		95	8.0	760
7・6・204-1	城南11号線	120	8.0		960	120	960	100.0	菅原町～菅原町		1,460		14,780
合	計	42,110			903,050	40,495	882,165	96.2					

(注)概成済とは、計画幅員の2／3以上の幅員で暫定改良がなされたものをいう。

(2) 都市高速鉄道 (阪急宝塚線連続立体交差事業)

阪急宝塚線鉄道高架事業は、昭和43年より万博関連事業として石橋駅から都市計画道路神田池田線までの約2.0km区間が高架化され、都市計画道路5路線、市道3路線が立体交差化し交通機能が強化された。

しかし、完了区間より猪名川橋梁までの池田駅付近約1.3kmについては、踏切が3ヵ所、都市計画道路が3路線あり、橋梁、地下道部を除いていずれも平面交差となっていたため、南北の交通渋滞をはじめ地域の分断を抜本的に解消するには至っていなかった。

これらの阻害要因を取り除き、健全なまちの発展とコミュニティの形成を図るため昭和52年6月に区間延長の都市計画変更を行い、同年12月に事業認可を受け昭和61年3月に完成した。

なお、猪名川橋梁付近は、猪名川改修事業との整合を図るため、昭和61年7月に計画変更を行った。

都 市 計 画 区 間

	区 間	延 長 (m)
当 初 決 定	石 橋 駅 ～ 池 田 駅	2, 3 0 0
追 加 変 更	池 田 駅 ～ 猪 名 川	6 7 0
計		2, 9 7 0

事業計画区間の施設

(A) 交差道路

都市計画 道 路	神田線	幅員	18.0m
	猪名川堤線	〃	6.0m
	菅原新町線	〃	15.0m
一般市道 及 び 地 下 道	槻木3号線	〃	4.0m
	城南神田線	〃	9.0m
	城南西架道橋	〃	3.6m
	池田地蔵前地下道	〃	2.3m

(B) 踏切の交通量

昭和50年10月22日調査

宇保街道踏切（城南神田線）	6,902台／日
池田踏切（府道伊丹池田線）	9,952台／日
猪名川踏切（池田12号線）	1,465台／日

都市高速鉄道（計画）

名 番号	称 路線名	位 置			延 長	構 造	告示年月日 番号	摘 要
		起 点	終 点	主な経過地				
	阪急宝塚線 (内 記)	石橋2丁目 4番地先	栄町1丁目 591番地先	鉢塚2丁目	約 2,300 m		昭 43.11. 6 建告 3302	線路線数～ 複線
		石橋2丁目 4番地先	城南2丁目 510番地先	鉢塚2丁目	約 1,962 m	高架式		連続立体 交差事業
	阪急宝塚線 (内 記)	石橋2丁目	槻木町	鉢塚2丁目	約 2,970 m		昭 52. 6.10 府告 826	
		石橋2丁目	槻木町	鉢塚2丁目	約 2,780 m 約 190 m	嵩上式 地表式		
	阪急宝塚線 (内 記)	石橋2丁目	槻木町	鉢塚2丁目	約 2,970 m		昭 61. 7. 4 府告 973	終点の位置の 変更
		石橋2丁目	槻木町	鉢塚2丁目	約 2,780 m 約 190 m	嵩上式 地表式		
204-1	阪急電鉄宝塚線	石橋二丁目地内	槻木町地内	鉢塚二丁目地内	約 2,970 m		平16.12.28 府告 2407	都市計画区 域の広域化 に伴う名称の 変更
	(内 記)	石橋二丁目地内	槻木町地内	鉢塚二丁目地内	約 2,780 m 約 190 m	嵩上式 地表式		

都市高速鉄道（事業）

名 称	起 点	終 点	路 線 数	延 長	事 業 費	執 行 年 度	執行者	告 示 年 月 日 番 号	摘 要
阪急宝塚線	石橋2丁目 4番地先	城南2丁目 510番地先	複 線	約 2,000m	158,000万円	昭 43 ～ 45	大阪府	昭 43.11. 6 建告 3302	高架式区間 石橋2丁目4番地先 ～城南2丁目 510番地先 高架部 1,442m 取付部 520m
阪急宝塚線 (2期)	城南2丁目	槻 木 町	複 線	約 1,250m	986,000万円	昭 52 ～ 57	大阪府	昭 52.12.26 建告 1696	高架部 1,078m 取付部 172m 駅施設 200m
	城南2丁目	槻 木 町	複 線	約 1,250m	1,388,000万円	昭 52 ～ 61	大阪府	昭 58. 3. 1 建告 205	高架部 1,064m 取付部 186m 駅施設 200m

(3) 公園・緑地・墓園

公 園

昭和16年12月に本市で初めて渋谷公園等9公園を計画決定して以来、社会情勢の変化に応じて検討を加え、昭和31年4月に石澄公園等6公園を追加、昭和37年10月には山之手公園等4公園の追加決定を行うなどの変遷をたどった。

現在では街区公園19か所、近隣公園5か所、地区公園2か所、風致公園1か所、計27か所を計画決定している。

池田市では、花と緑につつまれた都市の実現をめざし、児童の健全な遊び場、地区住民の憩いの場、運動の場及び災害に対する避難地として公園の整備を鋭意進めており、現在は街区公園16か所、近隣公園4か所、地区公園1か所を開設している。

また、都市公園法に規定するその他公園を114か所開設しており市民一人当たりの公園面積は令和8年3月末現在で12,10㎡である。

緑 地

五月山緑地は、昭和16年12月に計画決定し、昭和28年度より事業を進めており、五月山の緑地保全に努めながら、動物園、都市緑化植物園、展望台、ハイキングコース等の整備を行い、自然環境を基調としたレクリエーションの場、憩いの場として広く市民に利用されている。

また、さらにより一層市民に親しみ利用されるため、今後も総合公園としての整備に努めるところである。

猪名川緑地は、昭和44年12月に計画決定し、昭和44年度より事業を進め、市民のスポーツ振興と体力の向上に資する目的で猪名川河川敷を利用し、運動公園として広く利用されている。

五月丘緑地は、昭和54年11月に計画決定し、昭和59年3月に完成、

歴史民俗資料館と隣接した都市緑地で、市民の身近な散策の場として親しまれている。

墓 園

五月山霊園は、昭和４３年９月に新都市計画法に基づく全国で第１号の公園墓地として計画決定し、昭和４４年４月に開設した。さらに人口増加に伴う墓地需要を満たすため、昭和５７年８月に１５．２ｈａに区域を拡張し、健全な都市整備の一環として霊園の整備を行い、豊かな自然に育まれた清潔で神聖な霊域として利用されている。

都市計画公園

名 番 号	称 公 園 名	位 置	計 画 決 定				事 業 認 可 (決 定)			市 調 別	開 設	
			面 積 (ha)	告 示 年 月 日 番 号	摘 要	土地所有別 (ha)	面 積 (ha)	告 示 年 月 日 番 号	執 行 年 度		年 度	面 積 (ha)
2-2-204-1	渋谷公園	渋谷三丁目 地内	0.65	昭16.12. 3 内告 639	番号の変更	市有地 0.65	0.65	平 9. 2.12 府告 205	平 8 ～ 10	市	平 10	0.54
			0.65	昭60. 9.13 市告 93	都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更							
			0.65	平16.12.28 市告 242								
2-2-204-2	辻ヶ池公園	上池田二丁目 地内	1.65	昭16.12. 3 内告 639	区域の変更	市有地 0.78	0.78	昭40. 1.13 建告 33	昭 39 ～ 42	市	昭 44	0.77
			0.78	昭60. 9.13 市告 93	番号の変更			昭45. 3.27 府告 365	昭 44			
			0.78	平16.12.28 市告 242	都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更							
2-2-204-3	光明公園	城南三丁目 地内	0.52	昭16.12. 3 内告 639	区域の変更	市有地 0.36	0.36	昭29.12.25 建告 1671	昭 29 ～ 30	市	昭 30	0.36
			0.36	昭29.12.25 建告 1671	番号の変更			昭32. 3.30 建告 478	昭 31 ～ 33			
			0.36	昭60. 9.13 市告 93	都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更							
			0.36	平16.12.28 市告 242								
2-2-204-4	尊経公園	荘園一丁目 地内	0.46	昭16.12. 3 内告 639	番号の変更	民有地 0.46				市		
			0.46	昭60. 9.13 市告 93	都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更							
			0.46	平16.12.28 市告 242								
2-2-204-5	豊島公園	豊島北一丁目 地内	1.24	昭35. 3.24 建告 674	区域の変更	市有地 0.08	0.08	昭48. 2.23 府告 296	昭 47 ～ 48	市	昭 48	0.08
			1.12	昭37.10. 2 建告 2477	区域の変更	民有地 0.72						
			0.80	昭42.11. 6 建告 3680	番号の変更							
			0.80	昭60. 9.13 市告 93	都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更							
			0.80	平16.12.28 市告 242								

名 称			位 置	計 画 決 定			事 業 認 可 (決 定)		市 ・ 調 別	開 設	
番 号	公 園 名	面 積 (ha)		告 示 年 月 日 番 号	摘 要	土 地 所 有 別 (ha)	面 積 (ha)	告 示 年 月 日 番 号		執 行 年 度	年 度
2・2・204-6	井口堂公園	井口堂一丁目 地内	0.35	昭31. 4. 5 建告 567	番号の変更 都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更	民有地 0.06 市有地 0.29			市	平 24	0.29
			0.35	昭60. 9.13 市告 93							
			0.35	平16.12.28 市告 242							
2・2・204-7	箕面川公園	天神一丁目 地内	0.15	昭31. 4. 5 建告 567	番号の変更 都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更	民有地 0.15			市		
			0.15	昭60. 9.13 市告 93							
			0.15	平16.12.28 市告 242							
2・2・204-8	東市場公園	天神二丁目 地内	0.15	昭31. 4. 5 建告 567	番号の変更 都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更	民有地 0.15			市		
			0.15	昭60. 9.13 市告 93							
			0.15	平16.12.28 市告 242							
2・2・204-9	満寿美公園	満寿美町 地内	0.17	昭31. 4. 5 建告 567	番号の変更 都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更	市有地 0.17			市	令4	0.18
			0.17	昭60. 9.13 市告 93							
			0.17	平16.12.28 市告 242							
2・2・204-10	桃園公園	桃園一丁目 地内	0.22	昭31. 4. 5 建告 567	番号の変更 都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更	民有地 0.09 市有地 0.13	0.22	昭61. 8.18 府告 1155	昭 61 ～ 63	平 10	0.12
			0.22	昭60. 9.13 市告 93							
			0.22	平16.12.28 市告 242							
2・2・204-11	山之手公園	五月丘五丁目 地内	0.62	昭37.10. 2 建告 2477	区画整理事業による 番号の変更 都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更	市有地 0.62	0.62	昭41. 6.18 建告 1987	昭 41	昭 38	0.50
			0.62	昭60. 9.13 市告 93							
			0.62	平16.12.28 市告 242							
2・2・204-12	横岡公園	五月丘二丁目 地内	0.49	昭37.10. 2 建告 2477	区画整理事業による 番号の変更 都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更	市有地 0.49			市	昭 38	0.63
			0.49	昭60. 9.13 市告 93							
			0.49	平16.12.28 市告 242							

名 称	番 号	位 置	計 画 決 定			事 業 認 可 (決 定)			市 調 別	開 設	
			面 積 (ha)	告 示 年 月 日 番 号	摘 要	土 地 所 有 別 (ha)	面 積 (ha)	告 示 年 月 日 番 号		年 度	面 積 (ha)
2・2・204-13	塩塚公園	五月丘一丁目 地内	0.61	昭37.10. 2 建告 2477	区画整理事 業による 番号の変更	市有地 0.61			市	昭 38	0.61
			0.61	昭60. 9.13 市告 93							
			0.61	平16.12.28 市告 242	都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更						
2・2・204-14	鉢塚公園	鉢塚二丁目 地内	0.24	昭43.10. 2 建告 2901	番号の変更	境内地 0.24	0.24	昭43.10. 2 建告 2901	市	昭 43	0.24
			0.24	昭60. 9.13 市告 93							
			0.24	平16.12.28 市告 242	都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更						
2・2・204-15	石橋公園	井口堂三丁目 地内	0.60	昭44.12.13 市告 107	番号の変更	市有地 0.60	0.60	昭45. 3.27 府告 631	市	昭 45	0.49
			0.60	昭60. 9.13 市告 93			0.60	昭46. 8.16 府告 1142			
			0.60	平16.12.28 市告 242	都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更						
2・2・204-16	石橋前池公園	石橋四丁目 地内	0.10	昭48. 2. 6 市告 9	番号の変更	市有地 0.10	0.10	昭48. 2.21 府告 465	市	昭 47	0.10
			0.10	昭60. 9.13 市告 93							
			0.10	平16.12.28 市告 242	都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更						
2・2・204-17	池田駅前公園	菅原町 地内	0.40	昭48. 2. 6 市告 9	番号の変更	市有地 0.40	0.40	昭48. 9.19 府告 1515	市	昭 50	0.45
			0.40	昭60. 9.13 市告 93			0.40	昭52. 3. 9 府告 299			
			0.40	平16.12.28 市告 242	都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更						
2・2・204-18	石橋南公園	石橋四丁目 地内	0.24	昭54. 8.13 市告 57	番号の変更	市有地 0.24	0.24		市	令 02	0.18
			0.24	昭60. 9.13 市告 93							
			0.24	平16.12.28 市告 242	都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更						
2・2・204-19	石橋玉坂公園	石橋三丁目 地内	0.20	昭54. 8.13 市告 57	番号の変更	市有地 0.20	0.20	昭58.11.16 府告 1482	市	昭 61	0.14
			0.20	昭60. 9.13 市告 93			0.20				
			0.20	平16.12.28 市告 242	都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更						

名 称		位 置	計 画 決 定				事 業 認 可 (決 定)		市 ・ 調 別	開 設		
番 号	公 園 名		面 積 (ha)	告 示 年 月 日 番 号	摘 要	土 地 所 有 別 (ha)	面 積 (ha)	告 示 年 月 日 番 号		執 行 年 度	年 度	面 積 (ha)
3・3・204-1	豊島野公園	天神一丁目 地内	2.77	昭16.12. 3 内告 639	区域の変更 番号及び 名称の変更 都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更	市有地 1.1	1.10	昭49. 4. 3 府告 508	昭 49 ～ 51	市	昭 50	1.16
			1.10	昭48. 2.14 府告 190								
			1.10	昭60. 8.12 府告 993								
			1.1	平16.12.28 市告 242								
3・3・204-2	夫婦池公園	八王寺二丁目 地内	2.61	昭34. 3.31 建告 752	区域の変更 番号の変更 都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更	財産区 1.4 市有地 1.3	2.70	平 5. 6.11 府告 904	平 5 ～ 9	市	平 7	1.29
			2.69	昭37.10. 2 建告 2477								
			2.70	昭60. 8.12 府告 993								
			2.70	平16.12.28 市告 242								
3・3・204-3	石橋駅前公園	石橋一丁目 地内	1.53	昭34. 3.31 建告 752	区域の変更 番号の変更 都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更	市有地 1.1	1.10	昭54.10. 5 府告 1041 昭59. 3.12 府告 272	昭 54 ～ 58 昭 54 ～ 61	市	昭 56	0.97
			1.10	昭54. 7.23 府告 1060								
			1.10	昭60. 8.12 府告 993								
			1.10	平16.12.28 市告 242								
3・3・204-4	茶臼山公園	五月丘一丁目 地内	1.33	昭37.10. 2 建告 2477	区画整理事業による 番号の変更 都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更	市有地 1.3				市	昭 38	1.33
			1.30	昭60. 8.12 府告 993								
			1.30	平16.12.28 市告 242								
3・3・204-5	秦野公園	渋谷二丁目 地内	1.45	昭40. 1.13 建告 33	番号の変更 都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更	財産区 0.35 民有地 1.15				市		
			1.50	昭60. 8.12 府告 993								
			1.50	平16.12.28 市告 242								

名 称		位 置	計 画			決 定		事 業 認 可 (決 定)			市 ・ 調 別	開 設	
番 号	公 園 名		面 積 (ha)	告示年月日 番 号	摘 要	土地所有別 (ha)	面 積 (ha)	告示年月日 番 号	執行 年度	年 度		面 積 (ha)	
4・4・204-1	水月公園	鉢塚三丁目 地内	2.07	昭16.12. 3 内告 639	区域の変更	3.85	5.31	昭34. 331 建告 752	昭 34 ～ 38	市	昭 45	3.21	
			5.31	昭34. 331 建告 752				昭37.10. 2 建告 2477	昭 37 ～ 41				
			5.13	昭37.10. 2 建告 2477	区域の変更	0.78		5.13	昭42. 331 建告 1259				昭 37 ～ 46
			5.10	昭60. 8.12 府告 993	番号及び 名称の変更	0.47	5.13	昭47. 327 府告 468	昭 37 ～ 49				
			5.10	平16.12.28 市告 242	都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更	5.60	5.13	昭50. 319 府告 400	昭 37 ～ 53				
							1.10	平 6. 1. 7 府告 10	平 5 ～ 7				
4・4・204-2	神田公園	神田四丁目 地内	5.58	昭16.12. 3 内告 639	番号の変更	5.60				市			
			5.60	昭60. 8.12 府告 993									
			5.60	平16.12.28 市告 242	都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更								
7・5・204-1	石澄公園	畑三丁目 地内	43.80	昭31. 4. 5 建告 567	番号の変更	1.20				調			
			43.80	昭60. 8.12 府告 993									
			43.80	平16.12.28 府告 2404	都市計画区域の広域 化に伴う名称の変更	4.07							
合 計	27か所		69.79							21か所		13.64	

(注)市・調別 * 市一市街化区域内 * 調一市街化調整区域内

都市計画緑地

名 番 号	称 緑 地 名	位 置	計 画			決 定		事 業 認 可 (決 定)			市 ・ 調 別	開 設	
			面 積 (ha)	告 示 年 月 日 番 号	摘 要	土 地 所 有 別 (ha)	面 積 (ha)	告 示 年 月 日 番 号	執 行 年 度	面 積 (ha)		年 度	面 積 (ha)
204-1	五月山緑地 (五月山 公園)	綾羽二丁目 五月丘五丁目 木都町 新町 城山町 及び 畑三丁目地内	63.25	昭16.12. 3 内告 639			2.81	昭28. 3.31 建告 1028	昭 28		市 ・ 調	昭 22	75.40
			72.35	昭28. 3.31 建告 1028	区域の変更		21.70	昭29. 3.31 建告 503	昭 28				
			44.80	昭31. 4. 5 建告 569	区域の変更		21.70	昭32. 3.30 建告 478	昭 31				
			44.80	昭34.12.25 建告 2602	区域の変更		44.80	昭34.12.25 建告 2602	昭 34				
			70.40	昭44.12.26 府告 1201	区域の変更		44.80	昭39. 3.25 建告 824	昭 38				
			72.0	平 元. 2.27 府告 226	区域の変更		70.40	昭45. 3.13 府告 269	昭 39				
			84.0	平 6. 3.16 府告 405	区域の変更 市 21.4 ha 調 62.6 ha		70.10	昭49. 3.29 府告 493	昭 44				
			84.0	平16.12.28 府告 2405	都市計画区域の 広域化に伴う名 称の変更	市有地 82.34 民有地 7.06	70.10	昭59. 3.12 府告 272	昭 44				
			89.2	平19. 1. 5 府告 13	区域の変更		71.70	平 元. 3.20 府告 366	昭 44				
			89.4	平25. 2. 25 市告 14	区域の変更		83.70	平 6. 3.18 府告 451	昭 44				
							83.70	平11. 3.17 府告 487	昭 44				
							83.70	平14. 3.29 府告 563	昭 44				
							83.70	平17. 3.18 府告 556	昭 44				
							88.90	平19. 3. 8 府告 474	昭 44				
							88.90	平23.3.31 府告 452	昭 44				
							88.90	平28.3. 7 府告 369	昭 44				

(注)市・調別
市 市街化区域内
市 市街化調整区域内

名 称		位 置	計 画			決 定		事 業 認 可(決 定)			市・調 別	開 設	
番 号	緑 地 名		面 積 (ha)	告示年月日 番 号	摘 要	土地所有別 (ha)	面 積 (ha)	告示年月日 番 号	執 行 年 度	年 度		面 積 (ha)	
204-2	猪名川緑地 (猪名川 運動公園)	桃園一丁目 桃園二丁目 及び 神田四丁目 地内	22.00	昭44.12.26 府告 1202	区域の変更 区域の変更 都市計画区域の 広域化に伴う名 称の変更	国有地 25.38 市有地 0.02 民有地 0.20	2.10	昭45. 3.13 府告 269	昭 44 ～ 48	市	昭 44	23.60	
			22.00	昭56. 7.22 府告 1009			3.30	昭46. 2.19 府告 216	昭 44 ～ 48				
			25.6	昭62. 2.27 府告 256			5.00	昭46.11. 4 府告 256	昭 44 ～ 48				
			25.6	平16.12.28 府告 2405			10.80	昭48. 1.19 府告 345	昭 44 ～ 50				
204-3	五月丘緑地	五月丘1丁目 地内	1.5	昭54.11.21 府告 1621	市有地 1.5	1.5	昭55. 2.29 府告 269	昭 54 ～ 58	市	昭 56	1.47		
			1.5	平16.12.28 市告 243			12.50	昭55. 2.29 府告 270				昭 44 ～ 57	
合 計	3 か 所		116.5								3か所	100.47	

都市計画墓園

名 称		位 置	計 画			決 定		事 業 認 可(決 定)			市・調 別	開 設	
番 号	墓 園 名		面 積 (ha)	告 示 年 月 日 番 号	摘 要	土 地 所 有 別 (ha)	面 積 (ha)	告 示 年 月 日 番 号	執 行 年 度	年 度		面 積 (ha)	
204-1	五月山霊園	畑三丁目 木部町及び 中川原町 地内	13.5	昭43. 9. 4 建告 2519	区域の変更 都市計画区域の 広域化に伴う名 称の変更	市有地 8.3 民有地 6.0 公社 0.9	13.5	昭43. 4. 9 建告 2519	昭 43 ～ 47	調	昭 44	9.20 [6.54]	
			15.2	昭57. 8.13 府告 1003									
			15.2	平16.12.28 府告 2406									

(注)市・調別
 市 市街化区域内
 調 市街化調整区域内
 [] 園地部分面積

池田市の都市公園一覧表

(令和8年4月1日現在)

都市計画公園

名 称		計画決定面積	開設面積
番 号	公 園 名		
2・2・204-1	渋谷公園	0.65 ha	5,419 m ²
2・2・204-2	辻ヶ池公園	0.78	7,690
2・2・204-3	光明公園	0.36	3,558
2・2・204-4	尊鉢公園	0.46	—
2・2・204-5	豊島公園	0.80	816
2・2・204-6	井口堂公園	0.35	2,892
2・2・204-7	箕面川公園	0.15	—
2・2・204-8	東市場公園	0.15	—
2・2・204-9	満寿美公園	0.17	1,777
2・2・204-10	桃園公園	0.22	1,242
2・2・204-11	山之手公園	0.62	4,977
2・2・204-12	横岡公園	0.49	6,304
2・2・204-13	塩塚公園	0.61	6,107
2・2・204-14	鉢塚公園	0.24	2,392
2・2・204-15	石橋公園	0.60	4,877
2・2・204-16	石橋前池公園	0.10	959
2・2・204-17	池田駅前公園	0.40	4,478
2・2・204-18	石橋南公園	0.24	1,775
2・2・204-19	石橋玉坂公園	0.20	1,433
3・3・204-1	豊島野公園	1.10	11,645
3・3・204-2	夫婦池公園	2.70	12,870
3・3・204-3	石橋駅前公園	1.10	9,741
3・3・204-4	茶臼山公園	1.30	13,265
3・3・204-5	秦野公園	1.50	—
4・4・204-1	水月公園	5.10	32,083
4・4・204-2	神田公園	5.60	—
7・5・204-1	石澄公園	43.80	—
合 計		69.79 ha	136,300 m ²

都市計画緑地

名 称		計画決定面積	開設面積
番 号	公 園 名		
204-1	五月山緑地	89.4 ha	754,000 m ²
204-2	猪名川緑地	25.6	236,000
204-3	五月丘緑地	1.5	14,693
合 計		116.5 ha	1,004,693 m ²

都市計画墓園

名 称		計画決定面積	開設面積
番 号	墓 園 名		
204-1	五月山霊園	15.2 ha	92,000 m ²
合 計		15.2 ha	92,000 m ²

その他公園

番 号	名 称	面 積
1	早苗の森公園	962 m ²
2	駒の森公園	2,074
3	新宅公園	204
4	古江公園	977
5	宇保公園	273
6	石橋2丁目公園	2,016
7	荘園1丁目第1公園	342
8	豊島北2丁目公園	230
9	秦野東公園	348
10	緑丘2丁目公園	597
11	鉢塚3丁目公園	219
12	住吉公園	1,293
13	石橋東公園	1,325
14	石橋西公園	2,242
15	豊島東公園	2,712
16	神田東公園	3,929
17	城南3丁目公園	398
18	石橋4丁目第2公園	306
19	宮の前公園	821
20	石橋3丁目公園	137
21	豊島南1丁目公園	180
22	住吉2丁目新池公園	135
23	神田1丁目第1公園	645
24	鉢塚2丁目第1公園	635
25	旭丘3丁目第2公園	308
26	渋谷1丁目第1公園	774
27	古江寺山公園	598
28	神田1丁目第2公園	573
29	渋谷1丁目第2公園	667
30	吉田公園	265
31	城山第2公園	415
32	鉢塚2丁目第3公園	299
33	杉ヶ谷西公園	331
34	栄本町公園	243
35	緑丘1丁目第2公園	166
36	旭丘3丁目第1公園	162
37	陽田北公園	125
38	鉢塚2丁目第2公園	331
39	緑丘1丁目第1公園	205
40	五月丘3丁目公園	215
41	天神2丁目公園	365
42	古江南公園	161

番号	名 称	面 積
43	東 畑 公 園	1,255 m ²
44	南 畑 公 園	1,575
45	陽 田 南 公 園	142
46	木 部 公 園	190
47	住 吉 1 丁 目 公 園	122
48	伏 尾 台 第 1 公 園	4,587
49	伏 尾 台 第 2 公 園	628
50	城 山 第 1 公 園	105
51	伏 尾 台 北 公 園	1,468
52	伏 尾 台 北 中 央 公 園	1,821
53	伏 尾 台 中 央 公 園	8,318
54	西 畑 公 園	1,283
55	北 轟 木 公 園	400
56	伏 尾 台 1 丁 目 第 1 公 園	539
57	伏 尾 台 1 丁 目 第 2 公 園	131
58	伏 尾 台 2 丁 目 第 1 公 園	72
59	伏 尾 台 2 丁 目 第 2 公 園	178
60	伏 尾 台 2 丁 目 第 3 公 園	114
61	伏 尾 台 2 丁 目 第 4 公 園	96
62	伏 尾 台 2 丁 目 第 5 公 園	97
63	伏 尾 台 2 丁 目 第 6 公 園	181
64	伏 尾 台 2 丁 目 第 7 公 園	141
65	伏 尾 台 3 丁 目 公 園	253
66	伏 尾 台 センター プラザ	801
67	伏 尾 台 4 丁 目 公 園	345
68	伏 尾 台 西 公 園	11,120
69	伏 尾 台 東 公 園	1,781
70	伏 尾 台 南 公 園	3,237
71	荒 掘 川 公 園	785
72	室 町 公 園	759
73	城 南 2 丁 目 公 園	368
74	畑 4 丁 目 公 園	102
75	池 田 駅 前 て る て る 広 場	823
76	五 月 丘 2 丁 目 第 1 公 園	107
77	荘 園 1 丁 目 第 2 公 園	920
78	渋 谷 1 丁 目 第 3 公 園	114
79	旭 丘 1 丁 目 第 1 公 園	188
80	宇 保 第 2 公 園	1,738
81	鉢 塚 1 丁 目 公 園	573
82	脇 塚 公 園	635
83	東 山 公 園	731
84	ち ば ら 公 園	2,818
85	あ び こ 公 園	370
86	き の も と 公 園	2,393

番号	名 称	面 積
87	杉 ケ 谷 公 園	1,088 m ²
88	伏 尾 台 5 丁 目 公 園	446
89	石 橋 2 丁 目 第 2 公 園	110
90	住 吉 1 丁 目 第 2 公 園	149
91	五 月 丘 2 丁 目 第 2 公 園	150
92	畑 5 丁 目 第 2 公 園	156
93	木 部 高 架 下 第 1 公 園	1,189
94	木 部 高 架 下 第 2 公 園	2,238
95	つ づ み 公 園	67
96	木 部 高 架 下 第 3 公 園	1,741
97	城 山 第 3 公 園	310
98	豊 島 南 2 丁 目 公 園	100
99	緑 丘 2 丁 目 第 2 公 園	295
100	畑 5 丁 目 第 1 公 園	102
101	槻 木 町 第 1 公 園	628
102	城 南 3 丁 目 第 2 公 園	1,101
103	神 田 4 丁 目 第 1 公 園	100
104	空 港 緑 地	7,671
105	ビ リ ケ ン プ ラ ザ	48
106	五 月 丘 5 丁 目 緑 地	602
107	鉢 塚 3 丁 目 第 2 公 園	100
108	豊 島 南 2 丁 目 第 2 公 園	188
109	神 田 4 丁 目 第 2 公 園	124
110	畑 2 丁 目 公 園	374
111	荘 園 2 丁 目 第 1 公 園	105
112	渋 ケ 丘 公 園	817
113	池 田 城 跡 緑 道 公 園	257
114	豊 島 北 1 丁 目 第 1 公 園	94
合 計		103,957 m ²

開 設 面 積 集 計 表

種 別	箇 所	面 積
都 市 計 画 公 園	街区公園	16
	近隣公園	4
	地区公園	1
	小 計	21
都市計画緑地		3
小 計		24
そ の 他 公 園		114
合 計		138
		1,244,950

種 別	箇 所	面 積
都 市 計 画 墓 園	1	92,000 m ²

<市民1人当り都市公園面積> (墓園含まず)

$$\frac{\text{都市公園開設面積(m}^2\text{)}}{\text{令和8年3月31日現在 人口(人)}} = \frac{1,244,950}{102,894} = 12.10 \text{ m}^2/\text{人}$$

(4) 下 水 道

計 画

急激な経済の高度成長による産業の発展と都市化の進行等により、公共用水域の水質汚濁等いろいろな社会問題が生じてきた。

このため生活環境の改善と公共用水域の水質保全及び浸水による災害を防止するために、下水道整備を鋭意進め、生活環境の向上に寄与している。

本市の公共下水道は、昭和32年に始めて旧市街地を対象として衛生と排水施設の整備のため計画を決定した。

以後、昭和35年に南部地区を、昭和40年には中西部地区及び東部の市街地の進展により排水区域を追加決定した。

また、昭和42年には猪名川流域関連公共下水道として石橋排水区を追加し、昭和51年には池田処理区の合流区域の一部分流化と処理場の施設変更、平成10年には残りの合流区域の分流化を行うなど、社会状況の変遷に対応して逐次変更を行っている。

現在は、池田処理区公共下水道（約767ha）と猪名川流域関連公共下水道（約258ha）を計画決定している。

都市計画下水道

	排除 方式	排水 面積	告示 年月日	告示 番号	備 考
当初計画	合流式	ha 255.2	昭 32.11.19	建告 1452号	
直近変更	分流式 一部 合流式	ha 1,025.0	平 18. 2.14	市告 21号	池田処理区公共下水道 767ha 猪名川流域関連 公共下水道 258ha

事業

昭和28年に浸水対策の一環として、旧市街地を対象に発足し、その後社会情勢の変動や市民要望に対応して逐次内容を拡充し、現在は池田処理区（767.24ha）と原田処理区（351.64ha）とに別れ事業を進めている。

前者については、計画処理人口78,800人（令和6年事業計画）を池田市下水処理場において処理を行い、後者については、計画人口21,900人（令和6年事業計画）を広域的な処理を行うため6市2町による猪名川流域下水道原田終末処理場において共同処理を行っている。

また、北部の細河地区については上水道源である猪名川の水質保全を図るため、昭和51年に猪名川流域関連公共下水道（特定環境保全公共下水道）として、排水面積104haの下水道法認可を受け、その後逐次計画区域を変更し、環境整備を進めている。

下水道法認可

指令年月日 番 号	計画面積 (ha)	摘 要	備 考
昭和28年6月22日 厚生省阪衛第366号	255.20	旧市街地対象	当初 認可
令和7年3月18日 大阪府指令下第2513号	767.24	池田市池田処理区公共下水道	最終 認可
令和7年3月18日 大阪府指令下第2508号	351.64	池田市猪名川流域関連公共下水道(特定環境保全公共下水道を含む)	最終 認可

処 理 場

名 称	処理能力 人口(人)	処理能力 水量($\text{m}^3/\text{日}$)	認 可 年 月 日 番 号	備 考
池田市 下水処理場	40,000	12,000	昭和 38 年 3 月 29 日 厚生省収環第 125 号	当初 認可
	79,910 (72,710)	74,400 (51,660)	令和 7 年 3 月 18 日 大阪府指令下第 2513 号	最終 認可

()は全体計画

池田市公共下水道事業進捗表（特環含む）

（令和 8 年 3 月末現在）

	整 備 人 口 (人)	進 捗 率 (%)	整備面積 (ha)	進 捗 率 (%)
令和 7 年度末	102,891	100.0	1,099	98.2
全 体 計 画	行政人口 102,894 (R8.3.31)		1,119 (令和 6 年事 業計画面積)	

(5) ごみ焼却場

池田市清掃工場（ごみ焼却場）は、都市の活動や日常生活を支える重要な施設であり、昭和45年11月に都市計画施設として計画決定を行った。

その後、厳しい社会環境のもとで高い行政水準を維持するため、昭和56年度より新工場の建設に着手し、日量180トンの可燃性ごみの焼却が可能な施設として昭和58年10月に完成し、快適で住み良い生活環境づくりに貢献している。

名 称		位 置	面 積 (ha)	処 理 能 力 (t/日)	執 行 年 度	告示年月日 番 号	摘 要
番 号	ごみ焼却場名						
204-1	ごみ焼却場	桃園二丁目 地内	1.0	120	昭 45	昭 45.11.13 市告 82	
	池田市 清掃工場		1.0	180	昭 56 ～ 昭 58	平 16.12.28 市告 241	都市計画区 域の広域化 に伴う名称 の変更 60t/日 炉 3基

4 市 街 地 開 発 事 業

(1) 市街地再開発事業

本市唯一の大量輸送機関である阪急宝塚線の池田駅前周辺に、市街地再開発事業を前提とした駅周辺整備計画のマスタープランを昭和46年度に策定し、本計画の事業化を図った。

池田駅前市街地再開発事業は、駅周辺整備計画の前提条件であり、かつ計画の骨格となる阪急宝塚線の連続立体交差事業（第2期）の早期着手を関係機関に強く要望してきた結果、昭和52年12月に事業認可を受け着工の運びとなった。

これを契機に、再開発事業についても調査研究を重ね、計画の具体化に取り組み、その位置と目的から事業区域を2地区に分割し、鉄道から北は公共団体が施行する「池田駅前北地区」、鉄道より南の「池田駅前南地区」は組合施行として実施すべく関係機関、地元などの理解と協力を得て、両地区とも昭和54年11月に市街地再開発事業の都市計画決定がなされた。

北地区については、その後関係権利者と具体的な話し合いを進め、地区外転出希望者に対する先行買収が終了しこれを受けて昭和57年3月、都市再開発法に基づく事業計画の認可を得て同年4月に告示がなされた。

権利変換をもって再開発ビルに入居予定の権利者に対し、引続き調整に努めた結果、昭和58年3月に最も大きな法手続きである権利変換計画の認可を得て、昭和58年7月より再開発ビルの建築工事に着手し、昭和60年3月にビルが完成、「ステーションN」の名称で同年6月3日にオープンした。

南地区の再開発事業は、南北両地区再開発の一体推進という基本的立場から指導援助を行ってきた結果、昭和57年2月に都市再開発法に基づく池田駅前南地区市街地再開発組合の設立認可を受けた。

その後、建築実施設計、仮設店舗建設を経て昭和５６年８月に権利変換計画書の同意集約を完了し、昭和６０年２月より再開発ビルの建築工事に着手、昭和６２年３月に完成、同年４月１５日より、「サンシティ・池田」の名称でオープンした。

北 地 区		南 地 区	
告 示 年 月 日 号 番	摘 要	告 示 年 月 日 号 番	摘 要
昭 和 54. 11. 21 市 告 示 8 7	高度利用地区の 決定	昭 和 54. 11. 21 市 告 示 8 7	高度利用地区の 決定
昭 和 54. 11. 21 府 告 示 1 6 2 3	市街地再開発事業 の決定	昭 和 54. 11. 21 府 告 示 1 6 2 2	市街地再開発事業 の決定
昭 和 57. 3. 26 府 指 令 都 整 2 2 0 6	設計概要の認可	昭 和 57. 2. 1 府 告 示 1 4 0	組合設立認可
昭 和 57. 4. 26 市 公 告 5 4 昭 和 57. 11. 22 市 告 示 1 2 1 昭 和 60. 3. 20 市 告 示 2 4	事業認可の公告	昭 和 59. 10. 1 府 指 令 都 整 4 0 9	権利変換の認可
昭 和 58. 3. 8 府 指 令 都 整 7 6 1 昭 和 58. 3. 11 市 公 告 2 2 昭 和 60. 3. 30 市 公 告 4 1	権利変換の認可	昭 和 59. 11. 24 組 合 公 告 2 7	工事完了公告 (B 街区)
昭 和 60. 4. 20 市 告 示 5 1	工事完了の公告	昭 和 62. 3. 25 組 合 公 告 3 3	工事完了公告 (A 街区)

市街地再開発事業(池田駅前北地区)

名 称		池 田 駅 前 北 地 区 第 一 種 市 街 地 再 開 発 事 業						
施行区域面積		約 1.3 ヘクタール						
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考	
		幹線街路	国道176号	7.5 m	約 252 m	—	歩行者横断歩道橋を設ける	
		幹線街路	神 田 線	9 m	約 35 m	—	都市計画決定済	
			(交通広場)			約6,350㎡	都市計画決定済(約 7,000 ㎡) 歩行者用オーバーデッキを設ける	
		幹線街路	菅原新町線	15 m	約 75 m	—	都市計画決定済 歩行者横断歩道橋を設ける	
		区画街路	駅前1号線	6 m	約 75 m			
建 築 物 の 整 備	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	(参考) 高度利用地区 の制限内容	備考
		建築面積	延 床 面 積 (容 積 算 定 床 面 積)	建築面積の 割合	建築物の延べ 面積の割合			
	1	㎡ 約 2,180	約 13,280 ㎡ (約 12,050 ㎡)	約 7／10	約 39／10	商 業 施 設	容積率の最高 限度 45／10	駐 車 場 約 70 台
						業 務 施 設	容積率の最低 限度 20／10	
						共 同 利 用 施 設	建ぺい率の最 高限度 7／10	
						住 宅 施 設	建築面積の最 低限度 200 ㎡	
建 築 敷 地 の 整 備	街区番号	建築敷地面積		整 備 計 画				
	1	約 3,100 ㎡						
住宅建設の目標		戸 数		面 積		備 考		
		約 70 戸		約 6,200 ㎡		標準タイプ 3LDK等		

市 街 地 再 開 発 事 業(池田駅前南地区)

名 称		池 田 駅 前 南 地 区 第 一 種 市 街 地 再 開 発 事 業						
施行区域面積		約 1.2 ヘクタール						
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考	
		区画街路		8 m	約 100 m	—	新 設	
		幹線街路	神 田 線	5.5m	約 125 m	—	(全幅員11m)	
		区画街路	室 町 呉 服 線	4 m (8 m)	約 140 m	—	拡幅(2m)、歩行者用 オーバーデッキを設ける	
			池 田 神 田 線	2 m	約 30 m	—	(全幅員4m)	
			大 日 染 殿 線	3.5m	約 10 m	—	(全幅員7m)	
建 築 物 の 整 備	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	(参考) 高度利用地区 の制限内容	備考
		建築面積	延 床 面 積(容 積算定床面積)	建築面積の 割合	建築物の延べ 面積の割合			
	A	約 5,800 m ²	約 43,100 m ² (約 35,800) m ²	約 7／10	約 45／10	商 業 施 設	容積率の最高 限度 45／10	駐 車 場 約 110 台
						業 務 施 設	容積率の最低 限度 20／10	
						共同利用施設	建蔽率の最高 限度 7／10	
						住 宅 施 設	建築面積の最 低限度 200 m ²	
	B	約 530 m ²	約 1,310 m ²	約 6／10	約 13／10	文 化 施 設 (教 会 ・ 幼 稚 園)	容積率の最高 限度 40／10	
							容積率の最低 限度 13／10	
						商 業 施 設	建蔽率の最高 限度 8／10	
							建築面積の最 低限度 200 m ²	
建 築 敷 地 の 整 備	街区番号	建築敷地面積		整 備 計 画				
	A	約 8,000 m ²						
	B	約 990 m ²						
住宅建設の目標		戸 数		面 積		備 考		
		約 100 戸		約 13,000 m ²		標準タイプ 3LDK等		

(2) 土地区画整理事業

五月山山系に続く南面の丘陵地に、良好な環境と計画的なまちづくりを目指し、池田市長が施行者となり、道路・公園等の都市施設整備や住宅地の造成とあわせて、日本住宅公団の誘致による集合住宅の建設を行ったものである。

昭和31年4月に土地区画整理事業の認可を受け、昭和32年10月に工事に着手し、以来4年半の歳月を費やし昭和37年3月に完成して良好な住環境が保全されている。

名 称	区 域	面 積 (ha)	告 示 年 月 日 番 号	事 業 費 (千円)	施 行 者	摘 要
五月ヶ丘	畑町 上渋谷町 下渋谷町 上池田町 建石町 の各一部	52.7	昭和30.12.26 建告 1542	254,938	池田市長	事業決定 昭31.4.5 建告 568 事業認可変更 昭32.9.20 府告 655 関連都市計画施設 池田山之手線 五月山中央線 権利者数 250人

5 地区計画等

地区計画等は都市全体の観点から大枠づけられた、それぞれ土地の区域を詳細に検討し、より細かい土地利用、施設等に関する計画を策定するもので、本市では、「みどりの風促進区域（平成２３年５月大阪府指定）」内、国道１７６号沿道の第二種住居地域（約１４.５ｈａ）において、緑豊かなセミパブリック空間を創出するため、平成２４年４月に計画決定し、また、大阪国際空港北側の準工業地域（約７.４ｈａ）において、空港官舎跡地とそれに隣接する低・未利用地の有効利用について、地域のポテンシャルを生かし、地域に相応しい適切な機能が導入されるよう、平成２９年４月に計画決定している。

地区名	面積	告示年月日 番号	摘要
国道 176 号沿道 地区	14.5ha	平成 24. 4. 1 市告 79 号	国道 176 号沿道の第二種 住居地域（一部除く）
		令和 1. 8. 30 市告 90 号	建築基準法の改正（防火 関係）に伴う地区整備計画 の変更
		令和 8.3.31 市告 73 号	用途地域の見直しに伴う地 区整備計画の変更
池田市大阪国際 空港北地区	7.4ha	平成 29. 4. 1 市告 78 号	空港二丁目、住吉二丁目、 豊島南一丁目の各一部
		平成 30. 8. 16 市告 221 号	建築基準法の改正（用途 地域関係）に伴う地区整備 計画の変更
		令和 1. 8. 30 市告 89 号	建築基準法の改正（防火 関係）に伴う地区整備計画 の変更

(1) 国道176号沿道地区地区計画（地区整備計画内容）

名 称		国道176号沿道地区地区計画			
位 置		池田市城南一丁目から三丁目、鉢塚一丁目から三丁目、井口堂一丁目、三丁目、石橋二丁目、三丁目の各一部			
面 積		約14.5ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、大阪府が、「みどりの大阪推進計画」に基づき指定した「みどりの風促進区域」内に位置している。 本地区計画は、「みどりの風促進区域」の軸となる国道176号沿道において、建築物の建替え等に伴い、土地の有効利用を図りながら、緑豊かなセミパブリック空間を創出することにより、みどりの風を感じるネットワークの形成を図ることを目的とする。			
	土地利用の方針	国道176号沿道の用途地域が第二種住居地域及び近隣商業地域の区域について、道路沿道の民有地等における緑の創出と建築物の不燃化、耐震化、景観の誘導を図るため、建築物の建替え等を促進し、土地の有効利用を図る。			
	建築物等の整備の方針	民有地等における緑豊かなセミパブリック空間を創出するため、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度の制限において必要な基準を設ける。			
地区整備計画	地区の区分	名称	第2種住居地区	近隣商業第1地区	近隣商業第2地区
		面積	約1.5ha	約11.0ha	約2.0ha
	建築物等の用途の制限			風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に該当する営業の用に供する建築物等は建築してはならない。	
	建築物の容積率の最高限度	10分の30 ただし、次に掲げるすべての要件に該当する場合は、10分の40とする。 (1)建築物の建蔽率が10分の6以下であること。 (2)敷地面積が300平方以上であること。 (3)緑視率が25%以上であること。 (4)建築物の緑化率の最低限度を満足すること。 (5)壁面の位置の制限を満足すること。		10分の30 ただし、次に掲げるすべての要件に該当する場合は、10分の40とする。 (1)建築物の建蔽率が10分の8以下であること。 (2)敷地面積が300平方以上であること。 (3)緑視率が25%以上であること。 (4)建築物の緑化率の最低限度を満足すること。 (5)壁面の位置の制限を満足すること。	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	(6) 建築物の敷地が道路（道路が二以上ある場合は幅員が最大の道路。以下、「主要道路という。」に15メートル以上接すること。） (7) 建築物の高さの最高限度を満足すること。 (8) 延べ面積100平方メートルを超える建築物にあたっては耐火建築物等（建築基準法第53条第3項第1号イに規定する耐火建築物等。以下同じ。）とし、階数が2以下で延べ面積が100平方メートル以下の建築物にあたっては耐火建築物等又は準耐火建築物等（同号ロに規定する準耐火建築物等をいう。以下同じ。）とすること。 (9) 建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱第3条第1項による届出を行うこと。	(6) 建築物の敷地が道路（道路が二以上ある場合は幅員が最大の道路。以下、「主要道路という。」に15メートル以上接すること。） (7) 建築物の高さの最高限度を満足すること。 (8) 延べ面積100平方メートルを超える建築物にあたっては耐火建築物等（建築基準法第53条第3項第1号イに規定する耐火建築物等。以下同じ。）とし、階数が2以下で延べ面積が100平方メートル以下の建築物にあたっては耐火建築物等又は準耐火建築物等（同号ロに規定する準耐火建築物等をいう。以下同じ。）とすること。 (9) 建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱第3条第1項による届出を行うこと。
		建築物の建蔽率の最高限度	10分の6 ただし、次に掲げるすべての要件に該当する場合は、10分の7とする。 (1) 敷地面積が300平方メートル未満であること。 (2) 緑視率が25%以上あること。 (3) 建築物の緑化率の最低限度を満足すること。 (4) 壁面の位置の制限を満足すること。 (5) 建築物の敷地が主要道路に6メートル以上接すること。 (6) 延べ面積が500平方メートルを超える建築物にあたっては防火建築物等とし、延べ面積が500平方メートル以下の建築物にあたっては防火建築物等又は準防火建築物等とすること。	

地区整備計画

建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（地盤面下に設けるものを除く。以下同じ。）から主要道路の境界線までの距離は、建築物の容積率の最高限度を緩和する場合にあっては3メートル以上、建築物の建蔽率の最高限度を緩和する場合にあっては1メートル以上でなければならない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（地盤面下に設けるものを除く。以下同じ。）から主要道路の境界線までの距離は、建築物の容積率の最高限度を緩和する場合にあっては3メートル以上でなければならない。
	建築物等の高さの最高限度	20メートル	
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	次に掲げる工作物は、壁面後退区域に設置してはならない。ただし、1号または2号に掲げるもので都市景観を十分に配慮したとして市長が認めたものは除く。 (1) 高さが4メートル以上又は幅が1.5メートル以上の広告塔又は広告板 (2) 高さが5メートル以上の街路灯、時計塔、装飾塔及び記念塔 (3) 自動販売機 (4) 機械式駐車場 (5) 前各号に掲げる工作物に類するもの	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の容積率の最高限度又は建蔽率の最高限度を緩和する場合の、建築物の形態又は意匠については、大阪府景観計画に定める「山並み・緑地軸に適用する景観制限事項（別表3）」に準じて、周辺への配慮及び地区全体との調和を図ることにより、良好な景観形成と一体的なまちづくりにふさわしいものとしなければならない。	
	建築物の緑化率の最低限度	建築物の容積率の最高限度を緩和する場合は10分の2 建築物の建蔽率の最高限度を緩和する場合は10分の1	建築物の容積率の最高限度を緩和する場合は10分の2
	垣又はさくの構造の制限	建築物の容積率の最高限度又は建蔽率の最高限度を緩和する場合で道路に面して垣又はさく（門柱その他これに類するものを除く。）を設けるときは、ネットフェンス、鉄柵等の視界を遮らないもの又は生垣としなければならない。ただし、設置することがやむを得ず、都市景観を十分に配慮したとして市長が認めたものは除く。	
	土地の利用に関する事項	建築物の容積率の最高限度を緩和する場合にあっては、緑豊かなまち並みを形成し、ヒートアイランドの緩和に貢献するため、緑化や建物等の仕上げ材の工夫などに積極的に取り組むものとし、建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱第3条第1項による届出に反映させること。	

(備考)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和により特定行政庁が認めたものについては、容積率、建蔽率又は建築物の緑化率の最低限度の規定を適用する場合においては、これらの建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。

(緑視率の定義)

緑視率とは、主要道路と敷地の境界線を底辺として鉛直に立てた高さ 10 メートル（建築物の最高高さが当該境界線から 10 メートル未満の場合は当該建築物の最高高さ）の四角形の面積に対する当該四角形に鉛直に投影される緑化施設の立面積の割合をいう。

(2) 池田市大阪国際空港北地区地区計画（地区整備計画内容）

名 称		池田市大阪国際空港北地区
位 置		池田市空港二丁目、住吉二丁目、豊島南一丁目の各一部
面 積		約 7.4ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、本市南部に位置し、大阪国際空港、阪神高速道路、公共鉄道など交通の利便性が極めて高い地域に位置している。 また、本市総合計画においては、大阪国際空港を本市の都市核に位置付け、大阪国際空港の活用のため、空港を生かした地域づくりとして、空港官舎の跡地利用について検討を行うこととしており、かつ、本市都市計画マスタープランにおいても、広域的な交通の要衝としての利点を生かし、産業が飛躍し発展する都市核の形成をめざしていくこととしている。 本地区計画は、空港官舎の跡地とそれに隣接する低・未利用地の有効活用について、地域のポテンシャルを生かし、地域に相応しい適切な機能が導入されるよう、流通業務施設や工場等の立地を適切に誘導し、雇用の創出を図るとともに、みどり豊かな空間を創出し、良好な都市環境を形成することを目標とする。
	土地利用の方針	用途地域は、準工業地域であり住工混在する可能性が高い地域であることから、周辺の住環境を悪化させることがないよう土地利用を制限し環境形成の誘導を図るとともに、地区全体の一体的な土地の有効利用を図る。
	地区施設の整備の方針	市道大阪国際空港線から、阪神高速道路高架下を通り、市道空港北門線を結ぶ道路を地区施設の区画道路と位置付け、あわせて開発事業により整備される道路とともに機能が損なわれないよう維持・保全を図る。 また、公園緑地については、地区全体の土地利用、周辺の状況等を勘案した配置とするが、既存のみどり機能の維持・保全に努める。
	建築物等の整備の方針	周辺の住環境を悪化させることがないよう、建築物等の用途の制限を行い、かつ、地区のポテンシャルを生かすため、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の高さの最高限度等の必要な基準を設ける。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		地区内幹線道路1号 延長約720m 幅員11～28m
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(に)項第6号(ペットショップ、動物病院を除く。)に掲げる建築物 2 建築基準法別表第2(ほ)項第2号(勝馬投票券販売所、場外車券売場を除く。)に掲げる建築物 3 建築基準法別表第2(り)項第2号に掲げる建築物 4 建築基準法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる建築物 5 建築基準法別表第2(を)項第5号(大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く。)に掲げる建築物 6 建築基準法別表第2(わ)項第2号及び第3号(附属する寄宿舎を除く。)並びに第4号に掲げる建築物 7 建築基準法施行令(昭和25年政令第338条)第130条の2の2第2号に規定する産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物その他これに類するもの	
	建築物の建築率の最高限度	10分の6(池田市建築基準法施行細則(平成14年池田市規則第11号)第32条に該当するものを除く。) ただし、次に掲げるすべての要件に該当する場合は、10分の7とする。 (1) 主な建築物の用途が、流通業務施設又は工場のいずれかであること。 (2) 建築物の敷地面積が5,000㎡以上であること。 (3) 地階を除く階数が4以上である建築物又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物にあつては耐火建築物等(建築基準法第53条第3項第1号イに規定する耐火建築物等をいう。以下同じ。)とし、地階を除く階数が3で延べ面積が1,500㎡以下の建築物又は地階を除く階数が2以下で延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下の建築物にあつては耐火建築物等又は準耐火建築物等(同号ロに規定する準耐火建築物等をいう。)であること。	
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡(ただし、公益上必要な建築物の敷地であるもの、又は、当該規定が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないものについて、その全部を一の敷地として使用するものは、この限りでない。)	
	建築物等の高さの最高限度	40m(ただし、航空法(昭和27年法律第231号)第49条の規定により設置を制限されるものは、この限りでない。)	

Ⅲ その他

1 近郊緑地保全区域

府下の近郊緑地保全区域は近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき北摂連山、金剛生駒、和泉葛城の3区域（総面積33,472ha）が指定され、本市の指定区域については北摂連山区域（9,727ha）に含まれている。

昭和43年2月23日 本市域を含む北摂連山近郊緑地保全区域が内閣総理大臣により指定された。

昭和47年7月3日 本市の総合計画の観点から伏尾地域の一部を廃止し、新たに五月山山系の緑地帯を指定し環境の保全に努めている。

区域名	面積 (ha)	告示年月日 番 号	位 置	備 考
北摂連山	367	昭 43.2.23 総 理 府 告 4	伏尾町、中川原 吉田町、東山町 及び古江町の各一部	
	693	昭 47.7.3 総 理 府 35	伏尾町、中川原 東山町、木部町 綾羽2丁目、五月丘5 丁目及び畑3丁目の 各一部	82ha (廃止) 408ha (追加)

2 耕地整理事業等

都市計画法の事業認可は受けていないが、旧耕地整理法や土地改良法に基づく耕地整理及び土地区画整理法による事業等が行われており、列挙すると次表のとおりである。

名 称	組合設立認可年月日	区 域	面 積 (ha)	施 行 者	そ の 他 の 認 可	完 了 年 月 日
池田町 耕地整理	大正 1.12.4	室町、桃園 呉服、満寿美 宇保、城南 菅原、栄町 大和、上池田 町の各一部	90.7	池田町耕地 整理組合	工事着手 大正 2.2.16	登記完了 大正 11.10.9
八王寺川 耕地整理		宇保、才田 尊鉢、神田町 の各一部		八王寺川耕 地整理組合		昭和 11 年
城南土地 区画整理	昭 12.7.28 府告 855	城南、才田 鉢塚の各一部	16.7	城南土地区 画整理組合 (旧、東池 田土地区画 整理組合)	変更認可 昭 35.3.30 府告 240	清算事務完了 昭和 37.5.14
才尊土地改 良(才尊土 地交換分 合)	昭 38.5.15 府告 415	才田、尊鉢の 各一部	23	才尊農業協 同組合		工事完了 昭和 43.12.15
池田市上洪 谷土地区画 整理事業	昭 58.6.15 府告 833	渋谷3丁目	2.26	池田市上洪 谷土地区画 整理組合		組合解散 昭和 60.8.23 精算事務完了 昭和 60.12.14
池田市畑東 土地区画整 理事業	平 5.12.24 府告 1823	畑4丁目	2.10	池田市畑東 土地区画整 理組合		組合解散 平成 10.2.6
池田市畑西 土地区画整 理事業	平 5.12.24 府告 1824	畑1丁目	0.92	池田市畑西 土地区画整 理組合		組合解散 平成 10.2.6
池田市畑南 土地区画整 理事業	平 5.12.24 府告 1825	畑2丁目	2.01	池田市畑南 土地区画整 理組合		組合解散 平成 10.2.6

3 立地適正化計画

立地適正化計画は、都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条第１項に基づく計画で、今後の急速な人口減少・高齢化が予測される中、持続可能なまちづくりを進めていくため、将来の人口を想定しながら、市全体でみた居住機能や生活を支える都市機能（商業、医療、福祉等）の配置・誘導並びに公共交通機能の充実をめざした包括的な計画であり、本市では、これまでに培ってきたコンパクトな都市構造、都市機能の集積を維持しつつ、まちや暮らしの質を高め、これからも「選ばれる都市」をめざすため、池田市立地適正化計画を作成し、平成３１年３月２２日に同法第８１条第１８項に基づく公表を行った。また、令和７年９月１日に計画の一部を改定した。

誘導区域		面積 (ha)	備考
都市機能誘導区域	池田駅周辺地区	48.76	
	石橋阪大前駅周辺地区	35.25	
	伏尾台創生拠点地区	6.38	
	計	90	
居住誘導区域		774	

都市機能誘導区域における誘導施設

分類	誘導施設	都市機能誘導区域			定義
		池田駅 周辺地区	石橋駅 周辺地区	伏尾台 創生拠点 地区	
子育て支援	子育て世代活動支援センター	○	○	—	子育て世代のまちなかでの活動を促進するための拠点施設 ・乳幼児の一時預かり機能を有し、子育て世代の交流や文化活動の支援や子育てに関する相談、情報提供等を行う施設 ・市内の保育施設を有効活用するため、自宅から離れた保育施設への送迎を行うことを目的とした駅周辺に設置する保育施設
教育・文化	図書館	○	○	—	図書館法第2条第1項に規定する図書館
	大学、高等専門学校、専修学校	—	—	○	学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校
	健康増進施設	○	○	○	体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設及び集会場機能を備えた施設
	文化ホール	—	○	—	音楽、演劇、映画など文化芸術事業のための設備を有する施設
商業	大規模商業施設（店舗面積1万㎡以上）	○	—	—	「大規模集客施設の適正立地に関する運用指針（大阪府）」における大規模集客施設に相当する施設
	商業施設（店舗面積1千～1万㎡未満）	○	○	—	大規模小売店舗立地法に基づく届出対象となる店舗面積に相当する施設
行政	市役所	○	—	—	本市の本庁舎
オフィス	事務所・研究所等	○	○	○	広く一般に供される交流機能を備える施設等を含め面積が1000㎡以上
その他	地域交流センター	○	○	○	多様な世代が利用できる社会活動や趣味活動への参加等の機会を提供する施設

都 市 計 画 概 要

令和8年5月

都市整備部 都市政策課